

第2章 審査の総括報告

資料 I - 1 - 1 - ① 各府省の基本計画等における実績評価方式による評価の方式

各府省の基本計画等において、実績評価の方式について定められている内容をみると、いずれの府省も「あらかじめ政策効果に着目した達成目標を設定」し、「実績を定期的・継続的に測定」し、「目標の達成度合いについて評価」という要素を含んでおり、その基本的枠組みは、基本方針で掲げられている「実績評価方式」に沿ったものとなっている。

府 省	評 価 の 方 式
内閣府	基本方針に定める「実績評価方式」
公正取引委員会	各施策等について、具体的にどのような成果を挙げたか、各施策等の推進に向けて設定される目標がどの程度実現されたか等を定期的・継続的に検証する方式
国家公安委員会・警察庁	警察行政の各分野における政策について、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ実現すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的かつ継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組みや最終的な実績等を総括し、目標の実現状況について評価する方式
金融庁	あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組みや最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式
総務省	評価対象政策の目標をあらかじめ明示し、これに対する実績を定期的・継続的に測定・評価する方式
公害等調整委員会	政策の特性等に応じ、公害等調整委員会の主要な政策について、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的かつ継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括した上で、その達成度合いを評価する方式
法務省	政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式
財務省	政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式
文部科学省	政策・施策を対象に、その実施後に、政策・施策の不断の見直しや改善に資する情報を提供することを目的として、政策効果に着目した達成すべき政策目標、施策目標及び達成目標を設定し、それらに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、施策目標・達成目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式
厚生労働省	政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式
農林水産省	農林水産省が行う行政分野全般について政策体系を明らかにした上で、重点政策分野ごとにあらかじめ目標を設定し、定期的（1年ごと）にその目標に対する実績を測定する方式
経済産業省	施策の成果（アウトカム）に着目して目標を設定し、その実現へ向けた具体的な取組や実施期間、最終的な実績・成果等を総合的に勘案して目標の達成度合いを評価する方式
国土交通省	省の主要な行政目的に係る政策目標をあらかじめ設定し、それに対する業績を測定し、その達成度を評価する方式
環境省	評価対象の施策毎にあらかじめ設定した目標について、その達成状況を客観的な指標等によって測定を行い、施策に係る現状及び課題等の分析を踏まえて、評価を行う方式
防衛省	政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

(注) 各府省の基本計画等を基に作成した。

資料 I - 1 - 1 - ② 目標の設定の考え方

各府省の基本計画等において、実績評価方式による評価についての政策の目標の設定の考え方をみると、いずれの府省においても、達成すべき目標の設定に当たっては、評価法の趣旨を踏まえ、政策の効果（アウトカム）に着目した目標を設定することが原則となっている。

府 省	目標の設定の考え方
内閣府	<p>基本計画において、実績評価方式による評価に当たっては、基本方針に定める「実績評価方式」によるとし、政策効果の把握に当たっては、「できる限り具体的な指数・数値による定量的な評価手法を用いるよう努める」ことを前提に、実施計画において、「基本目標」、「測定指標」及び「目標値」を定めている。</p> <p>なお、目標の設定の考え方についての具体的な記述はなされていない。</p>
公正取引委員会	<p>基本計画において、「数値指標を適宜用いるなどして、できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いる」ことを前提に、目標について、「各施策等について、具体的にどのような成果を挙げたか、各施策等の推進に向けて設定」することとし、実施計画において「目標（達成時期）」を定めている。</p>
国家公安委員会・警察庁	<p>基本計画において、「できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いる」ことを前提に、「警察行政における主要な目標として基本目標を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的な目標として業績目標を選択した上で、業績目標ごとに、業績指標を設定し、業績指標には、達成目標（定量的な数値目標であることが望ましい）を設定するとともに、その達成時期を明確にする」とし、毎年度の実績評価計画書において「基本目標」、「業績目標」、「業績指標」、「達成目標」及び「達成年」を定めている。</p>
金融庁	<p>基本計画において、「政策効果を定量的に把握する評価手法を用いるよう努力する」ことを前提に、「評価の実施にあたり、当該政策に関しあらかじめ目標を設定し、目標は、成果に着目した目標で国民に分かりやすいものとなるように努め、具体的かつ客観的に達成度を測定できるような定量的又は定性的な指標を用いるものとなるように努める」とし、実施計画において、「基本政策」の下に、中期的な目標として「施策目標」を定め、各施策ごとに可能な限りアウトカム（行政活動の結果として国民生活や経済活動にもたらされた効果）の視点から評価できるように「達成目標」を設定するとし、「達成目標」、「測定指標（目標値・達成時期）」を定めている。</p>
総務省	<p>基本計画において、「できる限り政策の効果の定量的に把握することができる手法を用いる」ことを前提に、「当該政策の基本目標、その達成度合いを測るための目標（値）を設定した指標及び参考となる指標その他の参考となる情報（以下「基本目標等」という）については、意見公募手続を実施した上で、毎年度当初に設定する」とし、毎年度の目標設定表において、対象政策ごとに「基本目標」、「目標（値）」及び「目標年度」を定めている。</p>
公害等調整委員会	<p>基本計画において、「政策効果の把握に当たっては、定量的に把握することができる手法を検討した上で、当委員会にふさわしいものについては導入」することを前提に、「あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定」することとし、実施計画において、対象とする政策の「目標（値）」を定めている。</p>
法務省	<p>基本計画において、「目標の達成度及び政策の目的を具現化した効果について、可能な限り定量的な把握に努める」ことを前提に、「あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定」し、実施計画において「基本目標」、「達成目標」及び「目標値等」を定めている。</p>
財務省	<p>基本計画において、「できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いる」ことを前提に、「財務省の主要な政策について、目標を体系的に設定し、目標間の整合性を図るために、「政策の目標」として、「総合目標」及び「政策目標」等と整理することとし、実施計画において「総合目標」及び「政策目標」等を定めている。</p>

(次のページに続く)

(続き)

文部科学省	基本計画において、「できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いる」ことを前提に、「政策効果に着目した達成すべき政策目標、施策目標及び達成目標を設定」することとし、基本計画の別紙において、「政策目標」及び「施策目標」を定めている。
厚生労働省	基本計画において、「政策効果の把握については、政策の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的に行う」ことを前提に、「達成すべき目標については、評価の対象となる政策の性質等に応じ、さらに客観的に達成度を測定できるようなものとなるよう努める」こととし、基本計画及び実施計画の別紙において、「基本目標」、「施策目標」及び「個別目標（達成水準／達成時期）」を定めている。
農林水産省	基本計画において、「政策効果の把握に当たっては、その定量的な把握を基本」とすることを前提に、「食料・農業・農村基本法、森林・林業基本法、水産基本法、当該基本計画等に基づいて、政策分野の目指すべき姿と目標を設定し、それらに照らした政策効果の把握を行うことを基本」とし、目標の設定に当たっては、政策の結果として国民にどのような成果がもたらされたか（アウトカム）に基づいた定量的な目標の設定を基本」とすることとし、実施計画において、「目標」を位置付ける「政策分野」を定めている。
経済産業省	基本計画において、「政策効果の把握に当たっては、施策を実施することにより達成しようとする社会や経済の状態（いわゆるアウトカム）について、可能な限り定量的な目標の設定を行い、その把握を行うことを基本」とすることを前提に、「施策の成果（アウトカム）に着目して目標を設定」している。 なお、基本計画及び実施計画において、具体的な目標は定められていない。
国土交通省	基本計画において、「可能な限り政策効果を定量的に把握する手法を用いる」ことを前提に、「国土交通省の主要な行政目的に係る政策に関して横断的かつ体系的に整理したアウトカムの政策目標」を「あらかじめ設定」することとし、基本計画の別紙1において「政策目標」及び「施策目標」を定め、実施計画において「業績目標」を定めている。
環境省	基本計画において、「政策効果の把握にあたっては、評価の客観性を担保するためには一般にできる限り定量的な評価を行うことが望ましい」ことを前提に、実施計画において、「評価対象の施策毎にあらかじめ設定」するとし、「目標」を定めている。
防衛省	基本計画において、「政策効果の把握に当たっては、可能な限り具体的な指標・数値による定量的な手法を用いるよう努める」ことを前提に、「あらかじめ達成すべき目標を設定」することとし、実施計画において「達成目標」を定めている。

(注) 各府省の基本計画等を基に作成した。

資料 I - 1 - 1 - ③ 実績評価方式による評価の対象とする政策

各府省の基本計画等において、実績評価方式による評価の対象とする政策の範囲をみると、ほとんどの府省は、いずれも評価法第6条第3項が求めている「当該行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策」についての事後評価を実績評価方式により行うこととしている。

府 省	対 象
内閣府	内閣府の所掌する分担管理事務（注）であって、内閣府本府の主要な行政目的に係る政策及び成果重視事業 （注）内閣府設置法第4条第3項に定める事務
公正取引委員会	公正取引委員会の主要な施策等のうち、法違反行為に対する措置等継続的に実施することが予定されており、目標に対してどのような実績が挙げられているかを定期的に測定する必要がある施策等
国家公安委員会・警察庁	警察行政の各分野における政策
金融庁	金融庁の任務を達成するために重要な政策
総務省	総務省の主要な政策
公害等調整委員会	公害等調整委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策
法務省	法務省の主要な施策
財務省	財務省の主要な政策分野全て
文部科学省	「文部科学省の使命と政策目標」（基本計画別紙）に掲げる文部科学省の所管行政に係る政策
厚生労働省	厚生労働行政全般
農林水産省	農政、林政及び水産行政に係る主要施策のすべて
経済産業省	経済産業省の行政分野全般
国土交通省	国土交通省の主要な行政目的に係る政策
環境省	環境省の政策のすべて
防衛省	基本計画別紙第2の政策のうち、実績評価方式による評価が適当と判断されるもの

（注） 各府省の基本計画等を基に作成した。

資料 I - 1 - 1 - ④ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策

(単位：件、%)

府 省	評価対象政策数								左のうち目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策数							
	平成 14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
内閣府	-	18	17	18	15	11	23	20	-	4	7	8	9	11	22	19
									-	(22.2)	(41.2)	(44.4)	(60.0)	(100.0)	(95.7)	(95.0)
公正取引委員会	1	4	6	5	5	4	5	4	0	1	3	4	4	4	5	4
									(0)	(25.0)	(50.0)	(80.0)	(80.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
国家公安委員会 ・警察庁	-	-	2	-	28	28	27	28	-	-	1	-	1	11	20	21
									-	-	(50.0)	-	(3.6)	(39.3)	(74.1)	(75.0)
金融庁	26	27	38	43	28	26	25	24	11	15	19	11	3	1	0	11
									(42.3)	(55.6)	(50.0)	(25.6)	(10.7)	(3.8)	(0)	(45.8)
総務省	83	79	79	26	26	26	3	4	7	24	49	18	17	15	3	4
									(8.4)	(30.4)	(62.0)	(69.2)	(65.4)	(57.7)	(100.0)	(100.0)
公害等調整委員会	-	5	5	5	2	2	2	2	-	0	0	0	1	1	1	1
									-	(0)	(0)	(0)	(50.0)	(50.0)	(50.0)	(50.0)
法務省	-	19	22	28	27	26	9	6	-	5	14	15	24	25	7	6
									-	(26.3)	(63.6)	(53.6)	(88.9)	(96.2)	(77.8)	(100.0)
財務省	40	39	34	34	34	34	31	30	8	9	7	10	10	10	15	14
									(20.0)	(23.1)	(20.6)	(29.4)	(29.4)	(29.4)	(48.4)	(46.7)
文部科学省	42	42	42	42	45	53	60	60	22	35	38	32	42	51	55	55
									(52.4)	(83.3)	(90.5)	(76.2)	(93.3)	(96.2)	(91.7)	(91.7)
厚生労働省	161	109	108	108	108	40	41	38	28	15	14	24	45	35	33	38
									(17.4)	(13.8)	(13.0)	(22.2)	(41.7)	(87.5)	(80.5)	(100.0)
農林水産省	70	82	59	57	16	16	17	17	69	82	59	57	16	15	17	17
									(98.6)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(93.8)	(100.0)	(100.0)
経済産業省	-	-	-	-	-	12	9	10	-	-	-	-	-	8	7	7
									-	-	-	-	-	(66.7)	(77.8)	(70.0)
国土交通省	-	27	27	27	27	27	13	13	-	27	27	27	27	27	13	13
									-	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
環境省	48	48	48	47	42	9	9	9	16	32	32	34	30	8	8	8
									(33.3)	(66.7)	(66.7)	(72.3)	(71.4)	(88.9)	(88.9)	(88.9)
防衛省	-	1	1	1	4	4	2	3	-	1	1	1	4	4	2	3
									-	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
計	471	500	488	441	407	318	276	268	161	250	271	241	233	226	208	221
									(34.2)	(50.0)	(55.5)	(54.6)	(57.2)	(71.1)	(75.4)	(82.5)

- (注) 1 各府省の評価書を基に作成した。
 2 「評価対象政策数」欄には、当省が審査対象とした政策数を計上している。
 また、平成17年度の公正取引委員会6件のうち1件、防衛庁の2件のうち1件については、平成16年度に行われた評価であるものの、当省が昨年度に「各府省が実施した政策評価についての審査の総括報告」を整理した以降に送付を受けたものであり、平成16年度に計上している。
 3 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化されているか又は定性的であっても具体的に特定されているものを計上した。
 4 評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されている場合に達成しようとする水準が数値化等されている政策として計上した。
 5 評価対象政策数は、年度によって政策の統合、廃止、細分化等があることから必ずしも一致しない。また、i) 公正取引委員会については、基本計画の3年間で評価することとしているため、年度ごとに評価対象政策が異なる。ii) 厚生労働省については、年度によって評価方式が異なるものがあるため、年度によって評価対象政策の一部が異なる。
 6 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策数」欄の下端は、「評価対象政策数」欄の各年度の評価対象政策数を100とした構成比である。

資料 I - 1 - 2 - ①

各府省の基本計画等における事業評価の方式

各府省の基本計画等において、事業評価の方式について定められている内容をみると、いずれの府省も「事前の時点で評価する」、「事後の時点で検証する」という要素を含んでおり、その基本的枠組みは、基本方針で掲げられている「事業評価方式」に沿ったものとなっている。

府 省	事 業 評 価 の 方 式
内 閣 府	個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式
宮 内 庁	新規に行う事務事業等を対象に、事前、事後等の適切な時点での評価を行う方式
公正取引委員会	各施策等について、必要性、対象妥当性、有効性等を事前又は事後に評価する方式
国家公安委員会・警察庁	新たに導入する政策について、あらかじめ期待される政策効果等を推計・測定し、必要性等の観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った内容を踏まえ評価する方式。なお、事前評価を行っていない場合であっても、事後の時点において、当該事業等の目的等の実現状況について把握し、必要性等の観点から評価する。
金 融 庁	政策を決定する前に、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策目的が妥当か、行政が担う必要があるか、費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式
総 務 省	事業を対象としてあらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し評価する方式
公害等調整委員会	事業評価の方式に関する具体的な定めはないが、政策評価の実施に当たっては、政策の特性等に応じて適切な方式を用いる旨が定められている。
法 務 省	個々の事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式
財 務 省	個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式
文部科学省	事務事業を対象に、その実施前に、事務事業の内容の検討、採否の判断等に際して重要な情報を提供することを目的として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価（事前評価）するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を検証（事後評価）する方式
厚生労働省	事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、その目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、当該事業又は施策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式
経済産業省	施策単位に基づく実績評価に加えて、必要に応じて個別に事業レベルでの評価（事業評価）を行う方式
国土交通省	新規に導入しようとする施策等について、必要性、有効性、効率性等の観点から評価を実施し、施策等の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を明確に説明する方式

府 省	事 業 評 価 の 方 式
防 衛 省	事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点で行った評価内容を踏まえ検証する方式

(注) 各府省の基本計画等を基に作成した。評価法上事前評価の実施が義務付けられているものを除いている。

資料 I - 1 - 2 - ②

事業評価方式による評価の目的(ねらい)及び対象とする政策等

各府省の基本計画等において、事業評価の目的(ねらい)及び対象とする政策等をみると、いずれの府省も新規に行う事務事業等を対象として、当該事業の採否、選択、改善等を行う上で有用な情報を提供することを目的として、事前、事後の適切な時点で評価を行うとしている。

府省	評価の目的(ねらい)	事業評価の対象とする政策等
内閣府	<p>① 政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討し、又は複数の政策代替案の中から適切な政策を選択する上で有用な情報を提供する見地から行う。</p> <p>② 政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行う。</p>	<p>① 予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、評価法第9条第1号に該当すると考えられる政策を対象</p> <p>② 事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるものを対象</p>
宮内庁	<p>新規に行う事務事業等の採否、選択、改善等に資する情報を提供する。</p>	<p>① 新規に行う事務事業等のうち、当該事務事業等に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすもの又は当該事務事業等が目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれるもの</p> <p>② ①に掲げるもののほか、直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等のうち事後の検証が必要と認められるもの</p>
公正取引委員会	<p>事後評価は、施策等の決定後において、その効果を把握し、これを基礎として、施策等の見直し・改善や新たな施策等の企画立案及びその実施に反映させるための情報を提供する見地から行う。</p>	<p>公正取引委員会の主要な施策等のうち、測定可能な特定の政策効果を得ることを期待して実施する又は実施した事務事業等</p>
国家公安委員会・警察庁	<p>政策の決定に先立ち、政策の採否等の検討に有用な情報を提供する見地から実施する。</p> <p>政策の決定後、当該政策の見直し・改善、新たな政策の企画立案等に反映させるための情報を提供する見地から実施する。</p>	<p>① 新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいもの</p> <p>② 既に実施されている国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策</p>
金融庁	<p>規制の新設など新たな政策を開始する際に、事前の段階で政策評価を行い、また必要に応じ途中や事後の段階で検証を行うことにより、行政活動の選択等を合理的に行うための情報の提供を目的とする。</p>	<p>① 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業</p> <p>② 評価法第7条第2項第2号に該当する政策(総合評価の方式を適用するものを除く。)及び事業評価の方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの</p>
総務省	<p>事業やその実施手段についての企画立案、事業の実施に当たっての判断や、一定期間経過した事業の有効性の検証及びその見直し等に活用する。</p>	<p>① 新規又は相当程度の内容の見直しを伴う予算要求を予定している事業のうち相当程度の社会的影響等があると認められる事業</p> <p>② 事前評価を実施した事業であって、事後の検証が必要と認められるもの</p> <p>③ 一定期間継続している事業であって相当程度の社会的影響等があると認められる事業</p>
公害等調整委員会	<p>事業評価の目的に関する具体的な定めはない。</p>	<p>事業評価の対象に関する具体的な定めはないが、政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて事前評価を行う旨が定められている。</p>

府省	評価の目的（ねらい）	事業評価の対象とする政策等
法務省	個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から行う。	① 法務省所管に係る新規採択事業で事業費 10 億円以上の施設の整備（ただし、施設の維持、修繕、災害復旧等を除く。） ② 新規の政策（①に該当するものを除く。）のうち、政策評価企画室又は政策所管部局において、事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの
財務省	個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から行う。	事業評価の対象に関する具体的な定めはない。
文部科学省	事務事業の実施前に、事務事業の内容の検討、採否の判断等に際して重要な情報を提供することを目的とする。	① 文部科学省所管行政に係る新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいもの、文部科学省所管行政に係る新設等を予定している税制改正、財政投融资の対象事業のうち、社会的影響が大きいと想定されるもの ② 過去に新規・拡充事業評価（事前評価）を実施し当該年度に達成年度が到来する事業、過去に具体的な目標を設定していない事業であって社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいもの及びその他見直しを行う必要性が高い事業等、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」における「成果重視事業」、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）及び「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）において政策評価を実施することとされている事項
厚生労働省	個々の具体的な事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から行う。	① 予算要求又は財政投融资資金要求を伴う新たな政策であって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの ② 事前評価を実施した政策について、事前評価の実施後、一定期間が経過したもの ③ 事前評価を実施した政策について、事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの ④ 骨太方針に基づき定める成果重視事業 ⑤ その他その政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの
経済産業省	事業の目的、必要性、概要及び予測される効果とコスト、さらに必要に応じて代替案との比較等を明らかにする。	各施策に属する事業のうち、予算規模等の大きいもの等重要と判断されるもの
国土交通省	目標に照らした政策アセスメントを実施することにより、新規施策等の企画立案に当たり、真に必要な質の高い施策等を厳選する。	① 新たに導入を図ろうとする施策等（予算、税制、財政投融资（政策金融を含む。）、法令等） ② 既存の施策等のうち、その改正、廃止、緩和、延長等を図ろうとするもの
防衛省	① 翌年度から新規に実施しようとする事業について、翌年度以降の防衛省の施策の企画立案の資とするため、事業の必要性、事業の実施により期待される効果等を評価する。 ② 当年度又はそれ以前から継続して翌年度に実施しようとする事業について、事業の継続、変更等の検討及び翌年度以降の防衛省の施策企画立案の資とするため、中間の段階で当初期待されていた効果が得られたか等を検証した上評価する。 ③ 実施を完了した事業について、その後の施策の企画立案の資とするため、当初期待されていた効果が得られたか等を評価する。	① 新規主要装備品等の整備（総事業費 10 億円以上のもの）、新規研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究）、その他の新規事業（総事業費 10 億円以上のもの） ② 主要装備品等の整備（総事業費 10 億円以上のもの）、研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究）、その他の事業（総事業費 10 億円以上のもの）及び事前の事業評価を実施した事業で、事業の開始から概ね 10 年を経過し、引き続き概算要求するもの ③ 主要装備品等の整備（総事業費 10 億円以上のもの）、研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究）、その他の事業（総事業費 10 億円以上のもの）及び事前又は中間段階の事業評価を実施した事業

（注） 各府省の基本計画等を基に作成した。評価法上事前評価の実施が義務付けられているものを除いている。

資料 I - 1 - 2 - ③

事前評価の対象とする政策

平成 21 年度に事前評価を行っている 8 府省が事前評価の対象とする政策についてみると、新規に予算要求を行おうとする政策を中心に、国民生活に与える影響や支出規模の大きいもの等について事前評価を実施することとしている点で共通性がみられる。

府 省	対 象
金 融 庁	・ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業
総 務 省	・ 新規又は相当程度の内容の見直しを伴う予算要求を予定している事業のうち相当程度の社会的影響等があると認められる事業
法 務 省	・ 法務省所管に係る新規採択事業で事業費10億円以上の施設の整備（ただし、施設の維持、修繕、災害復旧等を除く。） ・ 新規の政策のうち、政策評価企画室又は政策所管部局において、事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの
文部科学省	・ 文部科学省所管行政に係る新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいもの ・ 文部科学省所管行政に係る税制改正、財政投融资に関するもの
厚生労働省	・ 予算要求又は財政投融资資金要求を伴う新たな政策であって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの
経済産業省	・ 予算規模の大きいもの等重要と判断されるもの
国土交通省	・ 新たに導入を図ろうとする施策等（予算、税制、財政投融资（政策金融を含む。）、法令等） ・ 既存の施策等のうち、その改正、廃止、緩和、延長等を図ろうとするもの
防 衛 省	・ 新規主要装備品等の整備（総事業費 10 億円以上のもの）、新規研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究）、その他の新規事業（総事業費 10 億円以上のもの）

(注) 各府省の基本計画等を基に作成した。評価法上事前評価の実施が義務付けられているものを除いている。

資料 I - 1 - 2 - ④事務事業について事前評価とその結果の事後評価・事後的な検証の関連について

〔事前評価を行った政策についてどのように事後に評価・検証を行う仕組みとしているかについてみると、以下の2つに類型できる。〕

類型	事前	事後
1	<事前評価を行った事業について事後に評価・検証を行うこととしているもの> 	
	<事前評価を行った事業については原則として事後評価を行うこととしている府省> (厚生労働省) ○ 事前評価を実施した政策について、事前評価の実施後、一定期間が経過したもの、事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの及びその政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるものを対象として事業評価方式による事後評価を実施することとしている。 (経済産業省) ○ 事前評価と事業評価とをリンクさせることを基本とし、事前評価を実施した事業について、事後評価を行うこととしている。 (防衛省) ○ 事前の事業評価を実施した事業で、事業の開始からおおむね10年を経過し、引き続き概算要求するものについては中間段階の事業評価を行う。また、事前又は中間段階の事業評価を実施した事業については事後の事業評価を行うこととしており、事前評価を実施した事業は原則として事後評価を行うこととなっている。	
2	<実績評価方式による評価において掘り下げて分析を行う中で事後的な評価・検証を予定しているもの> 	
	(文部科学省) 過去に新規・拡充事業評価(事前評価)を実施し当該年度に達成年度が到来する事業のうち、実績評価における政策手段の実績の記述がない、若しくは実績を踏まえ更に事後評価の必要があるもの (国土交通省) 政策アセスメントを実施した施策等を事後の時点で評価・検証する場合は、可能であれば政策チェックアップ又は政策レビューにより評価するものとし、これらによることができない場合は、別途政策評価実施要領に定める方式により検証することとしている。	

(注) 各府省の基本計画等を基に作成した。評価法上事前評価の実施が義務付けられているものを除いている。

資料 I - 1 - 2 - ⑤

事後評価の対象とする政策

平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に事業評価方式による評価の評価書を送付してきた府省について、どのような政策について事後評価を行うこととしているかをみると、事前評価を行った政策について事後評価を行うこととしている府省が多くみられる。

区 分	府 省	対 象
事前評価の 評価書を送 付してきて いない府省	環 境 省	・ 成果重視事業
事後評価の 評価書を送 付してきた 府省	金 融 庁	・ 評価法第 7 条第 2 項第 2 号に該当する政策（注 2）及び事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの
	総 務 省	・ 事前評価を実施した事業であって、事後の検証が必要と認められるもの ・ 一定期間継続している事業であって相当程度の社会的影響等があると認められる事業
	法 務 省	・ 事前評価を実施した政策について、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証を行う。
	厚生労働省	・ 事前評価を実施した政策について、事前評価の実施後、一定期間が経過したもの ・ 事前評価を実施した政策について、事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの ・ 骨太方針に基づき定める成果重視事業 ・ その他その政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの
	経済産業省	・ 予算規模の大きいものや減税規模の大きいもの等、特に重要と判断される事業
事前評価の 評価書を送 付してきた 府省	防 衛 省	・ 中間段階の事業評価については、主要装備品等の整備（総事業費 10 億円以上のもの）、研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費が 10 億円以上のもの）及び事前の事業評価を実施した事業で、事業の開始から概ね 10 年が経過し、引き続き概算要求するもの ・ 事後の事業評価については、主要装備品等の整備（総事業費 10 億円以上のもの）、研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究）、その他の事業（総事業費 10 億円以上のもの）及び事前又は中間段階の事業評価を実施した事業
	公害等調整 委員会	・ 事後評価の対象に関する具体的な定めはない。
	事後評価の 評価書を送 付してきて いない府省	文部科学省
	国土交通省	・ 事後評価の対象に関する具体的な定めはない。

（注） 1 各府省の基本計画等を基に作成した。評価法上事前評価の実施が義務付けられているものを除いている。

2 政策が決定されてから 5 年間未着手である政策又は 10 年間未了である政策を指す（評価法第 7 条第 2 項第 2 号及び評価法施行令第 2 条）。

資料 I - 1 - 3 - ① 各府省の基本計画における総合評価方式による評価の方式

各府省が基本計画で定めている総合評価方式についての基本的枠組みは、おおむね基本方針で掲げられている「総合評価方式」に沿ったものとなっている。

府 省 名	総合評価方式による評価の方式
内 閣 府	政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式
公正取引委員会	各施策等について、経済的効果をはじめとする政策効果がどの程度みられたかを様々な角度から総合的に分析・検証する方式
国家公安委員会・警察庁	特定の行政課題について、当該行政課題に係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式
金 融 庁	政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、特定のテーマについて、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式
総 務 省	総合評価方式は、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し評価する方式であることから、① 総務省の主要な政策をその対象とし、当該政策の方向性等について検証し、その見直し等に活用するほか、② 分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策をその対象とし、総務省の政策評価を充実する評価方式として活用する。
法 務 省	政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともに、その原因を分析するなど総合的に評価する方式
外 務 省	政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともに、その原因を分析するなど総合的に評価する方式
財 務 省	政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともに、その原因を分析するなど総合的に評価する方式
文部科学省	政策の実施から一定期間を経過した後等に、特定のテーマに係る政策・施策等を対象に、政策効果の発現状況や、効果の発現に至る因果関係などを、ロジック・モデル（評価対象となるプログラムを実施することによって、施策・事業の対象にどのように影響を及ぼし、最終的にどのような成果をあげていくのかについて、複数の段階・手順に分けて表現しつつ、それぞれについての一連の関連性を整理・図式化することにより、施策・事業の意図を明らかにするもの。）を適用するなどの方法により様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式
厚生労働省	政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式
農林水産省	様々な角度から掘り下げた検討が必要な課題について、「政策」や「施策」と捉えられる行政活動のまとまりを対象に、時々的重要課題に対応して選択的かつ重点的に実施するもの なお、総合評価は、課題によっては、事前評価、事後評価の性格を併せ持ちうるが、基本計画上は、便宜的に事後評価とする
国土交通省	実施中の施策等を目的や政策課題に応じて一括して対象とし、それらが目的に照らして所期の効果をあげているかどうかを検証するとともに、結果と施策等の因果関係等について詳しく分析し、課題とその改善方策等を発見する方式
防 衛 省	政策の問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式

(注) 各府省の基本計画に基づき当省が作成した。

資料 I - 1 - 3 - ②

総合評価方式による評価の目的(ねらい)及び評価においてとらえようとする政策等

総務省では、総合評価方式を用いて同省の主要な政策を評価するほか、分野横断的なテーマ等々を評価しようとしており、また、外務省では、総合評価方式を用いて主要な行政目的に係る政策を網羅的に評価しようとしている。その他の府省では、政策の見直しや改善を行おうとする政策に関連した特定のテーマを評価しようとしている。

府省	評価の目的(ねらい)	評価においてとらえようとする政策等
内閣府	政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行う。	内閣府の所掌する分担管理事務(注)のうち、実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策等 (注)内閣府設置法第4条第3項に定める事務
公正取引委員会	施策等の決定後において、その効果を把握し、これを基礎として、施策等の見直し・改善や新たな施策等の企画立案及びその実施に反映させるための情報を提供する見地から行う。	公正取引委員会の主要な施策等のうち、ある程度長期間にわたる検証を要するものであって、多様な効果が期待されるため、多角的な分析が必要な施策、その重要性から掘り下げた分析が必要な施策等
国家公安委員会・警察庁	政策の決定後、当該政策の見直し・改善、新たな政策の企画立案等に反映させるための情報を提供する見地から実施する。	特定の行政課題について、以下のような政策について重点的に行う。 ① 社会経済情勢の変化により見直し・改善が必要とされるもの ② 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの ③ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの ④ 従来の政策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの ⑤ 評価を実施してから長期間が経過したもの
金融庁	政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、特定のテーマについて、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する。	政策の決定から一定期間を経過した政策を対象とすることとし、具体的な評価対象は、実施計画に規定する。
総務省	①総務省の主要な政策をその対象とし、当該政策の方向性等について検証し、その見直し等に活用するほか、 ②分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策をその対象とし、総務省の政策評価を充実する評価方式として活用する。	① 総務省の主要な政策 ② 分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策
法務省	政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともに、その原因を分析するなど総合的に評価する。	総合評価方式により評価を行う政策の具体的内容及び単位、目標、効果の把握のための指標その他必要な事項については、実施計画で定めている。

府省	評価の目的（ねらい）	評価においてとらえようとする政策等
外務省	<p>政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させる。</p> <p>実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行う。また、これらに加えて、必要と認められる政策については総合評価方式等を用いた評価を行う。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域別外交：22件 2 分野別外交：19件 3 広報、文化交流及び報道対策：6件 4 領事政策：3件 5 外交実施体制の整備・強化：2件 6 経済協力：3件 7 分担金・拠出金：3件
財務省	<p>特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価を行い、政策の効果を明らかにするとともに、問題点の解決に資する多様な情報を提供する見地から行う。</p>	<p>総合評価方式による評価を行うテーマとしては、例えば、次のようなものが挙げられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 社会経済情勢の変化により改善・見直しが必要とされるもの ② 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの ③ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの ④ 従来の政策・施策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの ⑤ 評価を実施してから長期間が経過したもの
文部科学省	<p>政策の実施から一定期間を経過した後等に、特定のテーマに係る政策・施策等を対象に、政策効果の発現状況や、効果の発現に至る因果関係などを、ロジック・モデルを適用するなどの方法により様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価を行うものである。</p>	<p>特定のテーマに関連する政策・施策等について、政策の実施後に総合評価を実施する。総合評価のテーマは、政策評価に関する有識者会議の助言を踏まえ決定する。</p>
厚生労働省	<p>特定の政策について、その効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析することを目的とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 政策体系の施策目標について、政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合 ② 重点評価課題として評価を行う場合 ③ 政策体系の施策目標について、当該施策目標の指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合 ④ 評価法第7条第2項第2号に規定する政策 ⑤ その他その政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの
農林水産省	<p>時々の課題に対応するために特定の課題を設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価を行うものである。</p>	<p>時々の課題に対応して、主として次に掲げる課題について、実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 社会経済情勢の変化により改善・見直しが必要とされるもの ② 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に取り上げて実施することが要請されるもの ③ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの ④ 従来の政策・施策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの ⑤ 評価を実施してから長期間が経過したもの
国土交通省	<p>特定のテーマについて掘り下げた政策レビューを実施することにより、関連する政策の企画立案や改善に必要な情報を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施中の施策等を目的や政策課題に応じて一括して対象 ○ 実施テーマは次のものを選定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省の政策課題として重要なもの ・ 国民からの評価に対するニーズが特に高いもの ・ 他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの ・ 社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの

府省	評価の目的（ねらい）	評価においてとらえようとする政策等
防 衛 省	業務遂行のための制度、計画、政策方針等（事業評価の対象となるものを除く。以下「制度等」という。）について、現行の制度等の変更、新たな制度等の制定等の検討の資とするため、制度等の適正性、効果等を評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛省の業務遂行のための制度、計画、政策方針等 ○ 次に掲げるものについて実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会経済情勢の変化により改善・見直しが必要とされるもの ・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの ・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもの ・ 従来の政策・施策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの

(注) 各府省の基本計画に基づき当省が作成した。ただし、外務省については、今回送付を受けた評価書に基づいている。

資料 I - 2 - 1 - ①

政策評価と国の研究開発評価に関する大綱的指針による評価との関係
(各府省の研究開発評価指針等)

国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成20年10月31日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。)では、研究開発評価の実施に当たって、評価法に基づく政策評価と整合するように取り組むこととされており、各府省において策定された研究開発評価指針等においても基本的にこの関連付けは同じものとなっている。

区分	研究開発評価指針等
総務省	<p>本指針は、大綱的指針に基づくものであるが、その内容は、評価法及び同法に基づき策定された基本方針並びに「総務省政策評価基本計画」との整合を図っており、政策評価の一環としての研究評価にも対応できるものである。(総務省情報通信研究評価実施指針)</p> <p>本指針による評価は、評価法に基づく政策評価と対象とする範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするものであり、本指針による評価の実施に当たっては、同法に基づく政策評価と整合するように取り組むこととする。(消防庁研究開発評価実施指針)</p>
財務省	<p>本実施要領は、財務省関税中央分析所において実施する調査・研究について、大綱的指針の趣旨に沿った適切な評価を実施するための方法を定めるものである。(財務省関税中央分析所調査・研究評価実施要領)</p>
文部科学省	<p>評価法、基本方針、「文部科学省政策評価基本計画」に基づく評価のうち、研究開発を対象とする政策評価を実施するに当たっては、大綱的指針及び本指針に基づき行うものとする。(文部科学省における研究及び開発に関する評価指針)</p>
厚生労働省	<p>評価法、基本方針及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」に基づく評価のうち、研究開発を対象とする政策評価を実施する際は、大綱的指針及び本指針に基づき行うこととする。(厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針)</p>
農林水産省	<p>評価法に基づき「農林水産省政策評価基本計画」及び「農林水産省政策評価実施計画」において政策評価を実施することとされた研究開発については、本指針の他、「農林水産省政策評価基本計画」に定める評価結果の決定手続を経た上で公表する。(農林水産省における研究開発評価に関する指針)</p>
経済産業省	<p>本指針は、大綱的指針等に沿った適切な評価を遂行するための方法を示す。同時に、評価法に基づく「経済産業省政策評価基本計画」に沿った、経済産業省政策評価のうち研究開発に関する部分の実施要領としての性格を持つ。(経済産業省技術評価指針)</p>
国土交通省	<p>本指針による評価は、評価法に基づく政策評価と対象とする範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするものであり、本指針による評価の実施に当たっては、同法に基づく政策評価と整合するように取り組むこととする。(国土交通省研究開発評価指針)</p>
環境省	<p>評価法に基づく「環境省政策評価基本計画」において政策評価の対象とされたものの評価に当たっては、本指針のほか、環境省政策評価基本計画によるものとする。(環境省研究開発評価指針)</p>
防衛省	<p>研究開発評価を行うに当たっては、本指針に従うとともに、大綱的指針の趣旨に沿った適切な評価を行い、かつ、評価法に基づく政策評価と整合を図るものとする。(防衛省研究開発評価指針)</p>

(注) 各府省の研究開発評価指針等を基に作成した。

資料 I - 2 - 1 - ② 各府省における研究開発を対象とする評価の実施件数

(単位：件)

区分	研究開発課題				研究開発施策				計
	事前	中間	事後	追跡	事前	中間	事後	追跡	
総務省	9	—	5	—	—	—	—	—	14
財務省	—	—	—	—	—	—	—	—	—
文部科学省	17	—	—	—	—	—	—	—	17
厚生労働省	28	—	408	—	—	26	—	—	462
農林水産省	5	2	2	—	2	1	—	—	12
経済産業省	57	9	3	—	—	—	—	—	69
国土交通省	68	1	27	—	—	—	—	—	96
環境省	—	—	—	—	—	—	—	—	—
防衛省	14	—	5	—	—	—	—	—	19
計	198	12	450	—	2	27	—	—	689

(注) 各府省から送付を受けた評価書を基に作成した。

区 分		総 務 省	
各府省が定める評価指針の制定・大綱的指針を踏まえた改定状況		「総務省情報通信研究評価実施指針」 平成 21 年 10 月改定（平成 14 年 6 月制定、18 年 4 月改定）	「消防庁研究開発評価実施指針」 平成 18 年 7 月制定
【大綱的指針のポイント（評価関係）】		【評価指針等の規定】	【評価指針等の規定】
○ 効果的・効率的な評価の実施（重層構造における評価の効率的実施、評価の実施・活用等に関する責任主体の明確化、評価関連情報の機関横断的な活用促進と評価のための電子システムの導入）	・ 個々の評価が担う責任の範囲の明確化と評価相互の有機的な連携・活用 ・ 評価目的や評価対象の内容に応じた適切な方法を採用 ・ データベースを構築・管理	・ 柔軟な評価方法の設定 ・ 評価目的や評価対象の内容に応じた適切な方法を採用	【評価書の記載内容】
○ 評価の国際的な水準の向上	規定あり	規定なし	
○ 評価の実施時期	追跡評価を実施する必要性の有無は、終了評価の際に半断	（事後） （該当する評価なし）	（事前） （事後） （該当する評価なし）
・ 研究開発終了後、一定の時間を経過してから、追跡評価を実施			
○ 評価方法	あらかじめ設定した定量的な目標の達成度等、具体的な指標・指標による評価基準を可能な限り活用	記載なし	記載なし
・ あらかじめ評価方法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程等を明確かつ具体的に設定			
・ 必要性、効率性、有効性の3観点の下評価項目・評価基準を設定 （参考）その他の主な評価の観点	必要性、効率性、有効性 情報通信分野において特に留意すべき観点 （標準化・相互接続性、知的財産に関する取り組み、急速な技術革新への対応、社会的インパクトの大きさ）	必要性、効率性、有効性 公平性、優先性	必要性、効率性、有効性 （該当する評価なし） （該当する評価なし） （該当する評価なし）

（注） 1 「評価指針等の規定」については、各府省の研究開発評価指針のほか、政策評価基本計画、政策評価実施計画等による。

2 「評価方法」の「評価書の記載内容」については、「評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程」のすべての項目を満たしていない場合において、「記載なし」と整理した。

区 分	財 務 省	文 部 科 学 省																		
各府省が定める評価指針の制定・大綱的指針を踏まえた改定状況	「財務省関税中央分析所調査・研究評価実施要領」 平成19年3月改定（平成15年6月制定）	「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」 平成21年2月改定（平成14年6月制定、17年9月改定）																		
【大綱的指針のポイント（評価関係）】	【評価指針等の規定】	【評価指針等の規定】																		
○ 効果的・効率的な評価の実施（重層構造における評価の効率的実施、評価の実施・活用等に関する責任主体の明確化、評価関連情報の機関横断的な活用促進と評価のための電子システムの導入）	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発の特性に応じた評価相互の有機的な連携・活用 評価に関する必要なデータ等を収集・蓄積 可能な限り既に行われた評価結果を活用 																		
○ 評価の国際的な水準の向上	規定なし	規定あり																		
○ 評価の実施時期 <ul style="list-style-type: none"> 研究開発終了後、一定の時間を経過してから、追跡評価を実施 	<table border="1"> <tr> <td>(事前)</td> <td>—</td> <td>(事後)</td> <td>(該当する評価なし)</td> </tr> <tr> <td>(事後)</td> <td>(該当する評価なし)</td> <td>(事前)</td> <td>(該当する評価なし)</td> </tr> </table>	(事前)	—	(事後)	(該当する評価なし)	(事後)	(該当する評価なし)	(事前)	(該当する評価なし)	<table border="1"> <tr> <td>(事前)</td> <td>—</td> <td>(事後)</td> <td>(該当する評価なし)</td> </tr> <tr> <td>(事後)</td> <td>(該当する評価なし)</td> <td>(事前)</td> <td>(該当する評価なし)</td> </tr> </table>	(事前)	—	(事後)	(該当する評価なし)	(事後)	(該当する評価なし)	(事前)	(該当する評価なし)		
(事前)	—	(事後)	(該当する評価なし)																	
(事後)	(該当する評価なし)	(事前)	(該当する評価なし)																	
(事前)	—	(事後)	(該当する評価なし)																	
(事後)	(該当する評価なし)	(事前)	(該当する評価なし)																	
○ 評価方法 <ul style="list-style-type: none"> あらかじめ評価方法（評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程等）を明確かつ具体的に設定 必要性、効率性、有効性の3観点の下評価項目・評価基準を設定（参考）その他の主な評価の観点 	<ul style="list-style-type: none"> 追跡評価に際しては事後評価結果を活用 	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発が終了した後に、一定の時間を経過してから追跡評価を実施 	<table border="1"> <tr> <td>(事前)</td> <td>—</td> <td>(事後)</td> <td>(該当する評価なし)</td> </tr> <tr> <td>(事後)</td> <td>(該当する評価なし)</td> <td>(事前)</td> <td>(該当する評価なし)</td> </tr> </table>	(事前)	—	(事後)	(該当する評価なし)	(事後)	(該当する評価なし)	(事前)	(該当する評価なし)	<table border="1"> <tr> <td>(事前)</td> <td>—</td> <td>(事後)</td> <td>(該当する評価なし)</td> </tr> <tr> <td>(事後)</td> <td>(該当する評価なし)</td> <td>(事前)</td> <td>(該当する評価なし)</td> </tr> </table>	(事前)	—	(事後)	(該当する評価なし)	(事後)	(該当する評価なし)	(事前)	(該当する評価なし)
(事前)	—	(事後)	(該当する評価なし)																	
(事後)	(該当する評価なし)	(事前)	(該当する評価なし)																	
(事前)	—	(事後)	(該当する評価なし)																	
(事後)	(該当する評価なし)	(事前)	(該当する評価なし)																	
	規定なし	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> 評価対象や目的に応じた評価方法（評価の観点、評価項目、評価基準、評価手法、評価過程、評価手続等）を明確かつ具体的に設定 評価基準をあらかじめ明確に設定 	記載なし	記載なし															
	必要性、効率性、有効性	必要性、効率性、有効性	必要性、効率性、有効性	必要性、効率性、有効性	必要性、効率性、有効性															
	(該当する評価なし)	(該当する評価なし)	(該当する評価なし)	(該当する評価なし)	(該当する評価なし)															
	(該当する評価なし)	(該当する評価なし)	(該当する評価なし)	(該当する評価なし)	(該当する評価なし)															

(注) 1 「評価指針等の規定」については、各府省の研究開発評価指針のほか、政策評価基本計画、政策評価実施計画等による。

2 「評価方法」の「評価指針等の記載内容」については、「評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程」のすべての項目を満たしていない場合において、「記載なし」と整理した。

区分	経産省	国土交通省	
各府省が定める評価指針の制定・大綱的指針を踏まえた改定状況 【大綱的指針のポイント（評価関係）】 ○ 効果的・効率的な評価の実施（重層構造における評価の効率的実施、評価の実施・活用等に関する責任主体の明確化、評価関連情報の機関横断的な活用促進と評価のための電子システムの導入）	平成21年3月改定（平成14年4月制定、17年4月改定） 「経済産業省技術評価指針」	「国土交通省研究開発評価指針」 未改定（平成14年6月制定）（注3）	
	【評価指針等の規定】 ・明確で実効性のある評価システムを確立・維持するとともに、費用対効果の高い評価を実施 ・関連する複数の技術に関する施策・事業が有機的に連携をとり、体系的に政策効果をあげているかを評価 ・評価データベース等の整備	【評価指針等の規定】 ・既に行われた評価結果を活用 ・評価目的や評価対象（課題等）に応じた適切な方法を採用	【評価書の記載内容】
○ 評価の国際的な水準の向上	規定あり	規定なし	
○ 評価の実施時期 ・ 研究開発終了後、一定の時間を経過してから、追跡評価を実施	（事前） 終了して数年経った技術に関する施策・事業を対象に、終了後、成果の産業界への波及が見極められる時点で総合的に評価を実施	（事後） 規定なし	（事後） 規定なし （該当する評価なし）
	（事前） 規定なし	（事後） 規定なし （該当する評価なし）	（事後） 規定なし （該当する評価なし）
○ 評価方法 ・ あらかじめ評価方法（評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程等）を明確かつ具体的に設定 ・ 必要性、効率性、有効性の3観点の下評価項目・評価基準を設定（参考）その他の主な評価の観点	（事前） 記載なし	（事後） 記載なし	（事前） 記載なし
	（事後） 記載なし	（事後） 記載なし	（事後） 記載なし
必要性、効率性、有効性の3観点の下評価項目・評価基準を設定（参考）その他の主な評価の観点	必要性、効率性、有効性	必要性、効率性、有効性	必要性、効率性、有効性 （達成度） 必要性、効率性、有効性 社会性、応用性・革新性、実現可能性、導入効果

（注） 1 「評価指針等の規定」については、各府省の研究開発評価指針のほか、政策評価基本計画、政策評価実施計画等による。

2 「評価方法」の「評価書の記載内容」については、「評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程」のすべての項目を満たしていない場合において、「記載なし」と整理した。

3 国土交通省では、平成22年3月末に大綱的指針に沿った研究開発評価指針に改定することとしており、今後は同指針に沿って研究開発評価を行うこととしている。

区分	環境省	防衛省
各府省が定める評価指針の制定・大綱的指針を踏まえた改定状況	「環境省研究開発評価指針」 平成21年8月改定（平成14年4月制定、18年10月改定）	「防衛省研究開発評価指針」 平成21年8月改定（平成14年3月制定、20年5月改定）
【評価指針のポイント（評価関係）】	【評価指針等の規定】	【評価指針等の規定】
○ 効果的・効率的な評価の実施（重層構造における評価の効率的実施、評価の実施、活用等に関する責任主体の明確化、評価関連情報の機関横断的な活用促進と評価のための電子システムの導入）	・評価結果等の相互活用や評価方法の調整等を行い、全体として効果的・効率的に評価を実施 ・時系列的に実施される評価については、後の段階の評価では前の段階の評価結果を活用する等有機的に連携して実施 ・データベースを整備	・各自衛隊等要求の技術研究開発及び重要自隊研究に関する事前評価…防衛政策局防衛計画課が評価実施主体の中心となり実施 ・評価実施主体と被評価実施主体の協調関係と緊張関係の構築
○ 評価の国際的な水準の向上	規定あり	規定なし
○ 評価の実施時期		
・ 研究開発終了後、一定の時間を経過後から実施	(事前) — (事後) (該当する評価なし)	(事前) — (事後) (該当する評価なし)
○ 評価方法		
・ あらかじめ評価方法（評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程等）を明確かつ具体的に設定	評価の目的、対象、時期や、研究開発の性格に合った適切かつ柔軟な評価方法を明確かつ具体的に設定 ・ 評価基準をあらかじめ明確に設定	技術研究：研究完了後5年～10年経過後に実施 技術開発：部隊配備後1年程度後に実施 評価基準や評価項目をあらかじめ明確に設定
・ 必要性、効率性、有効性の3観点の下評価項目・評価基準を設定	必要性、効率性、有効性 (該当する評価なし)	必要性、効率性（総合取得改革の観点）、有効性（達成度、貢献度等） 【研究開発評価実施要領】 合理性（要求事項、実施計画等）、進捗よく度 【研究開発評価実施要領】
(参考) その他の主な評価の観点	(該当する評価なし)	必要性 適正性、妥当性 有効性（達成効果） 教訓事項等

(注) 1 「評価指針等の規定」については、各府省の研究開発評価指針のほか、政策評価基本計画、政策評価実施計画等による。

2 「評価方法」の「評価指針等の規定」については、「評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程」のすべての項目を満たしていない場合において、「記載なし」と整理した。

区分	研究開発戦略	研究開発政策等	研究開発制度
総務省	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究開発の推進に関する方針（我が国の国際競争力を強化するための ICT 研究開発・標準化戦略等） ● 消防防災科学技術推進戦略 	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 競争的研究資金（課題公募型） ● 重点的研究資金（課題指定型） ● 重点的研究資金（独立行政法人委託型） ● 助成金 ● その他の研究開発支援（施設整備等） ● 消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金）
財務省	—	—	—
文部科学省	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 文部科学省政策評価基本計画における施策、事務事業（研究開発課題を除く）のうち、研究開発に関するもの等 	○ 研究開発課題を運営する制度
厚生労働省	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 厚生労働科学研究費補助金による各研究事業 ● 国立高度専門医療センター特別会計におけるがん研究助成金等による研究事業 ● 独立行政法人医薬基盤研究所が実施する基礎研究推進事業及び医薬品、医療機器等の研究開発に対する委託事業 ● 特定疾患治療研究費及び小児慢性特定疾患治療研究費による研究事業 ● 結核研究所補助金及び放射線影響研究所補助金による研究事業
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ● 「農林水産研究基本計画」（平成 17 年 3 月 30 日農林水産技術会議決定）の「Ⅲ農林水産研究に関する施策」に位置づけられた研究施策 	—	○ 産学官の連携、競争的環境の整備、若手研究者の育成・流動性の促進、研究成果の活用促進、地域における農業研究の振興等を目的とした各種の研究制度
経済産業省	—	○ プロジェクト及び競争的資金制度による研究課題である技術に関する事業並びに同一又は類似の目的を有する技術に関する事業のまとまりである技術に関する施策	○ 経済産業省における具体的に研究開発を行う個別の実施単位である研究開発制度

国土交通省	—	○特定の行政目的を実現するための研究開発の方策・方針（複数の研究開発制度や課題等が連携する集合体を含む。省の根幹的政策目標を示す基本の方針や戦略的計画は含まない。）	○政策目標を具体化するための研究開発制度等（競争的研究資金制度や政策目的を実現するための研究開発に係わる制度・事業等）
環境省	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ●地球環境研究総合推進費 ●環境技術開発等推進費 ●廃棄物処理等科学研究費補助金 ●地球環境保全等試験研究費（公害防止等試験研究費、地球環境保全試験研究費） ●地球温暖化対策技術開発事業 ●ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業
防衛省	—	●複数の研究開発項目をとりまとめた分野（例えば、無人機関連技術、NBC関連技術、個人装備関連技術、ネットワーク関連技術等）	●当該組織が所管する装備品等の研究開発に係る制度

- (注) 1 各府省の研究開発評価指針等を基に作成した。
2 ●印は、対象が具体的に特定されていることを示す。
3 ○印は、対象が具体的に特定されていないが、対象となる政策の類型を示していることを示す。
4 —は、研究開発評価指針等に記載がないことを示す。

資料 I - 2 - 2 - ①

公共事業関係費の事項（事業区分）と所管府省

公共事業の事業区分を一般会計予算の公共事業関係費の事項別の区分で整理すると次のとおりである。

事 項（事 業 区 分）	所 管 府 省
1 治山治水対策	—
治 水	国土交通省
治 山	農林水産省
海 岸	農林水産省、国土交通省
2 道路整備	国土交通省
3 港湾空港鉄道等整備	—
港湾整備	国土交通省
空港整備	国土交通省
都市・幹線鉄道整備	国土交通省
新幹線鉄道整備	国土交通省
航路標識整備	国土交通省
4 住宅都市地域環境整備	—
住宅対策	国土交通省
都市地域環境整備	国土交通省
5 下水道水道廃棄物処理等	—
下水道	国土交通省
水道	厚生労働省
廃棄物処理	環境省
工業用水道	経済産業省
都市公園	国土交通省
自然公園等	環境省
情報通信格差是正	総務省
6 農業農村整備	農林水産省
7 森林水産基盤整備	—
森林整備	農林水産省
水産基盤整備	農林水産省
8 調整費等	
調整費等	総務省、厚生労働省、農林水産省、 経済産業省、国土交通省、環境省
地域再生基盤強化交付金	農林水産省、国土交通省、環境省
9 災害復旧等	関係府省

(注) 1 一般会計予算の区分により作成した。

2 北海道及び沖縄県で実施される公共事業のうち、内閣府及び国土交通省において予算が一括計上されるものについては、移替え・繰入れ先の省で整理した。

3 調整費等及び地域再生交付金については、移替え・繰入れ先の省で整理した。

4 公共事業関係費を所管する府省は、表中の6府省（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）に加え、沖縄総合事務局を地方支分部局とする内閣府である。

5 「災害復旧等」は、評価法の下で事前評価の実施が義務付けられている個々の公共事業の範囲から除かれている。

公共事業に係る評価に関する主な経緯

- 平成 9 年 12 月 5 日 「物流効率化による経済構造改革特別枠」に関する関係閣僚会合
総理から公共事業全体への「再評価システムの導入」、「費用対効果分析の活用」について、公共事業関係 6 省庁に指示
- 10 年 3 月 27 日 公共事業の実施に関する連絡会議（第 4 回）
建設省等公共事業関係 6 省庁が、各省庁所管のすべての公共事業について再評価システムを平成 10 年度から導入することを申し合わせ。また、再評価システムの導入と同時に新規事業採択時の費用対効果分析についても、基本的に全事業について導入することとし、平成 10 年度から試行を含め運用
- 11 年 3 月 30 日 公共事業の実施に関する連絡会議（第 6 回）
費用対効果分析の共通的な運用指針（試行案）を策定
- 11 年 4 月 27 日 「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定）（抄）
事業の実施の前後において、できる限り客観的な費用効果分析を行い、その結果を公表することにより、公共事業の決定過程の透明化及び評価の適正化を図る。
事業の完了後における費用効果分析を含む事業評価についても、その運用方針等の作成に向けて、関係省庁において、平成 11 年度より順次、評価の試行に着手する。
- 11 年 7 月 30 日 「平成 12 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成 11 年 7 月 30 日閣議了解）（抄）
公共投資全般について、省庁間の枠を越えた事業間の連携の強化、公共工事のコスト縮減対策の推進、費用対効果分析等の客観的な評価による採択の必要性の検証、再評価システムの適用による継続事業の見直し等を更に徹底することにより、事業の効率化・効果的实施を図るとともに、その透明性を十分確保する。
- 11 年 8 月 30 日 公共事業の実施に関する連絡会議（第 7 回）
事後評価の試行等について口頭申し合わせ
- 12 年 12 月 1 日 「行政改革大綱」（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）（抄）
政策評価の円滑な実施、政策評価に関する実施要領の速やかな策定、費用対効果分析による事業評価（国土交通省）を推進等
- 13 年 6 月 22 日 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）成立
- 13 年 6 月 26 日 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成 13 年 6 月 26 日閣議決定）（抄）
経済社会状況の変化等により費用対効果の低下した事業を改めて見直すルールづくり、第三者による評価内容のチェックと資料・データの公開、事前評価に当たっては同種事業の事後評価の結果を踏まえて行うなどの改善が必要である。
- 14 年 1 月 25 日 「構造改革と経済財政の中期展望」（平成 14 年 1 月 25 日閣議決定）（抄）
（公共投資の規模、効率化、PFI の活用）
公共事業の効率性・透明性の向上に向け、事業評価の改善（第三者によるチェック、事後評価結果の同種事業への活用、評価手法の改善など）、コスト縮減、法改正により適用範囲の拡大等が行われた PFI の一層の活用、既存ストックの有効活用、一般競争入札の拡大等競争性の向上、過度の入札制限の見直しなど具体的な取組を進める。

- 14年4月1日 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）施行
- 14年6月25日 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定）（抄）
（実効ある効率化の実現）
公共事業の効率化のため、さらに厳格な事業評価を行い、その結果を予算編成に十分反映する必要がある。このため、事前評価に同種事業の事後評価の結果を確実に反映する仕組みを構築する。また、第三者による評価内容のチェック機能の強化、関連情報を含めた情報公開の徹底、国民に対する説明責任の明確化を実現する。
- 14年11月29日 「平成15年度予算編成の基本方針」（平成14年11月29日閣議決定）（抄）
（公共投資の効率性・透明性の向上）
評価手法の改善・共通化の推進、第三者による評価内容のチェック機能の強化、人口動態等を踏まえた厳正な需要予測（モデル、データ）など関連情報を含めた情報公開の徹底などを進めることにより、事業評価の仕組みを一層改善する。
事業評価の結果を予算に十分反映する。事前評価、再評価及び事後評価を公表し、比較・検証した上で、実績の伴わない事業については、予算要求や計画の見直しに活用するとともに、同分野の評価手法や今後の計画・調査等へ反映する仕組みを導入する。
- 15年12月5日 「平成16年度予算編成の基本方針」（平成15年12月5日閣議決定）（抄）
（公共投資の効率性・透明性の向上）
公共事業においても、政策目標を国民の視点で策定し（Plan）、目標達成のために予算を効率的に活用し（Do）、目標達成状況を厳しく評価し（Check）、評価結果を施策改善や予算に反映させる（Action）というマネジメントサイクルを確立するとともに、情報公開を徹底し、透明性の向上を図る。
（個別プロジェクトの見直し）
再評価を適切に実施することにより、社会経済情勢の変化に伴い必要性の低下した事業を中止するなど、個別プロジェクトの見直しを行う。事業評価に当たっては、直近の人口動態等を踏まえた厳正な需要予測を行うとともに、かい離の原因、改善策も含めた関連情報の公開を徹底するほか、第三者によるチェック機能を強化する。また、事業評価を踏まえ個別事業の新規採択・継続・中止の判断を行うことにより評価結果を予算に十分反映する。
なお、評価手法については、事後評価の結果や他の事業で用いられている手法との比較検討を踏まえ、一層の改善を図る。
- 16年12月3日 「平成17年度予算編成の基本方針」（平成16年12月3日閣議決定）（抄）
（事業評価の厳格な実施等）
政策目標の策定（Plan）、予算の効率的な活用（Do）、目標達成状況の評価（Check）、評価結果の予算等への反映（Action）というマネジメントサイクルを確立し、事業評価を踏まえ個別事業の新規採択・継続・中止を判断するなど評価結果を予算に反映する。事業評価に当たっては、直近の人口動態等を踏まえた厳正な需要予測を行うとともに、第三者によるチェック機能の活用、情報公開の徹底、透明性の確保を図る。また、評価手法については、他の事業で用いられている手法との比較検討等を踏まえ、一層の改善を図る。
- 17年12月6日 「平成18年度予算編成の基本方針」（平成17年12月6日閣議決定）（抄）
（事業評価の厳格な実施等）
効率的な事業実施のために、事前・事後の事業評価を厳格に実施する。事業評価に当たっては、第三者によるチェック機能の活用、情報公開の徹底、透明性の確保を図りつつ、事業評価を踏まえて個別事業の新規採択・継続・中止を判断するなど、評価結果の予算への反映を徹底する。

- 18年12月1日 「平成19年度予算編成の基本方針」(平成18年12月1日閣議決定)(抄)
(各分野における歳出改革)
② 公共投資
特に、談合の排除を徹底し、一般競争方式の拡大や総合評価方式の拡充等を通じた入札・契約の一層の競争性、透明性、公正性の確保に取り組むとともに、引き続き評価結果の予算への反映を徹底するなど、事前・事後の事業評価を厳格に実施する。
- 19年12月4日 「平成20年度予算編成の基本方針」(平成19年12月4日閣議決定)(抄)
(各分野における歳出改革)
① 公共投資
国・地方を通じて入札談合を廃絶し、一般競争方式の拡大や総合評価方式の拡充等による入札・契約制度の改革に取り組むとともに、引き続き事業評価結果の予算への反映を徹底するなど、事前・事後の事業評価の充実及び厳格な適用を実施する。
- 20年12月3日 「平成21年度予算編成の基本方針」(平成20年12月3日閣議決定)(抄)
(住宅・公共投資)
経済社会状況の最新のデータに基づいたPDCAの厳格な実施、事業評価に関する第三者機関の機能の拡充、実績が事前の評価を下回る事例の十分な把握等を通じ、不断の見直しを行いつつ計画的に実施し、引き続き事業評価結果の予算への反映を徹底するなど、事前・事後の事業評価の充実及び厳格な適用を実施する。

資料 1-2-2-③

各府省における個々の公共事業の評価の概要

【総務省】

区分	対象事業	実施時期	実施主体	評価手法	評価結果に基づく対応
事前評価	<p>情報通信格差是正事業の各事業における個別事業</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・評価法施行令第3条第4号に該当する事業 ・総事業費が5億円を超える事業 </div>	<p>事業やその実施手段についての企画立案時、事業の実施に当たっての判断時</p>	<p>情報流通行政局地方情報化推進室</p>	<p>費用便益分析を用いて評価を行い、原則としてB/Cが1.5以上であることを採択の条件とする。</p>	<p>政策評価の結果を政策の企画立案作業における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映する。</p>

(注) 総務省の基本計画、評価実施要領等を基に作成した。

【厚生労働省】

区分	対象事業	実施時期	実施主体	評価手法	評価結果に基づく対応
事前評価	個々の公共事業であって、別途要領で定めるところにより事前評価の対象とするもの 〔事業費10億円以上の事業〕	事業採択前の段階において実施	【地方公共団体等が実施する事業】 水道施設整備事業者 水資源機構が実施する事業 水資源機構	新技術の活用、コスト縮減、代替案立案等の可能性、事業の必要性、計画の適切性等を踏まえ、費用対効果等の検討を各事業ごとに行う。	厚生労働省において、事前評価の評価結果に基づき、事業の採択を行う。
再評価	個々の公共事業であって、別途要領で定めるところにより事後評価の対象とするもの 〔原則として事業採択後5年を経過して未着手及び10年を経過して継続中の事業〕	原則5年経過ごとに実施 ※ その他、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合には、適宜、再評価を実施	【地方公共団体等が実施する事業】 水道施設整備事業者 水資源機構が実施する事業 水資源機構	採択後の事業をめぐる社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況等を踏まえたコスト縮減、代替案立案等の可能性の検討等を各事業ごとに行う。	水道施設整備事業者及び水資源機構は、再評価の評価結果に基づき、以下の措置を講ずることとする。 ① 事業の継続 現計画による整備が適切であると認められる場合 ② 事業計画等の見直し 事業実施計画、施設規模の見直しが必要と認められる場合 ③ 休止 諸問題の解決に時間を要すると認められる場合 ④ 中止 社会経済情勢の急激な変化等のため需要等が当初の見込みと大幅に乖離した等の事情により、事業の効果がなくなっていると認められる場合

(注) 厚生労働省の基本計画、評価実施要領等を基に作成した。

【農林水産省】

区分	対象事業	実施時期	実施主体	評価手法	評価結果に基づく対応
事前評価	評価法第9条及び評価法施行令第3条により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業	新たに事業を採択する時までに評価を実施（個別の地区について予算の概算要求を行う事業については、概算要求書を財務省へ提出する時までに評価を実施）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業農村整備事業等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 直轄事業及び機構等営事業 ・ 農村振興局 ・ 補助事業 ○ 農村振興局 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農村振興局 ・ 生産局（北海道） ・ 地方農政局 ○ 沖繩総合事務局（沖繩県） <ul style="list-style-type: none"> ・ 林野公共事業 ・ 直轄事業及び機構等営事業 ○ 林野庁 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業 ・ 林野庁 ○ 水産関係公共事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 直轄事業 ・ 水産庁 ・ 補助事業 ・ 水産庁 	費用対効果分析その他の手法により、事業効果を定量的に測定・把握	評価結果に基づき新規採択（着工要求）地区を決定
再評価（期中の評価）	原則として、評価法第7条第2項第2号及び評価法施行令第2条により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未着手の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業採択から未着手のまま5年を経過した時点 ○ 未了の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業採択から未了のまま10年を経過した時点 ○ 対象となる事業が10年を超えて継続する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごと <p>※ 自然災害等の発生、社会経済情勢の変化等により評価の実施主体が必要と認められた事業については、適切な時期に評価を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業農村整備事業等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 直轄事業及び機構等営事業 ・ 農村振興局 ・ 地方農政局 ・ 北海道開発局（北海道） ・ 沖繩総合事務局（沖繩県） ・ 補助事業 ○ 農村振興局 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農村振興局（北海道） ・ 生産局（北海道） ・ 地方農政局 ・ 沖繩総合事務局（沖繩県） ○ 林野公共事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 直轄事業及び機構等営事業 ・ 林野庁 ・ 補助事業 ・ 林野庁 ○ 水産関係公共事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 直轄事業 ・ 水産庁 ・ 補助事業 ・ 水産庁 	以下の評価項目について点検し、事業実施の妥当性について、総合的かつ客観的に評価 <ul style="list-style-type: none"> ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 ② 農林水産業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化 ③ 事業の進捗状況 ④ 関連事業の進捗状況 ⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向 ⑥ 事業コスト縮減等の可能性 ⑦ 代替案の実現可能性 	事業の継続、縮小その他の変更、休止又は中止の方針を決定

区分	対象事業	実施時期	実施主体	評価手法	評価結果に基づく対応
完了後の評価	原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業（補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施）	事業完了後一定期間（おおむね5年）経過後に実施 ※ これ以外の時期においても、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により評価の実施主体が必要と認められた場合には、実施	<p>○農業農村整備事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直轄事業及び機構等営事業 農村振興局（※1） 地方農政局 北海道開発局（北海道） 沖縄総合事務局（沖縄県） 機構等（※2） ・補助事業 農村振興局（北海道） 生産局（北海道） 地方農政局 沖縄総合事務局（沖縄県） <p>※1：国営草地開発事業の場合には生産局及び農村振興局</p> <p>※2：独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構</p> <p>○林野公共事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直轄事業及び機構等営事業 林野庁 ・補助事業 林野庁 <p>○水産関係公共事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直轄事業 水産庁 ・補助事業 水産庁 	<p>以下の視点について事業の特性に忠じた評価項目を設定し、事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価</p> <ol style="list-style-type: none"> ①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 ②事業効果の発現状況 ③事業により整備された施設の管理状況 ④事業実施による環境の変化 ⑤社会経済情勢の変化 ⑥今後の課題等 	<p>対象事業等について必要な措置を講ずるとともに、今後の事業の在り方の方の検討、事業評価手法の改善等を推進</p>

(注) 1 農林水産省の基本計画、評価実施要領等を基に作成した。
2 「区分」欄の（ ）内は、農林水産省の区分における呼称である。

【経済産業省】

区分	対象事業	実施時期	実施主体	評価手法	評価結果に基づく対応
事前評価	<p>地方公共団体等が工業用水道事業費補助金の交付を受けて実施する個々の建設及び改築事業（評価法施行令第3条第4号で定める要件に該当する事業）</p> <p>・新規の事業に補助金を交付する場合 ・過去、補助金を交付した事業であつて、補助金の交付を休止している事業に対して、再度補助金を交付する場合</p>	<p>事業に関する事前評価を年度末までに実施（予算要求を伴う事業の評価については概算要求までに実施）</p>	<p>経済産業省において実施</p>	<p>費用便益分析とその他の指標による評価項目を総合的に評価</p>	<p>評価結果を基に、当該事業の補助金交付に関する対処方針を決定</p>
再評価 （事後評価）	<p>地方公共団体等が工業用水道事業費補助金の交付を受けて実施する個々の建設及び改築事業</p> <p>・長期にわたり継続中の事業に対して補助金を交付する場合であつて、事業の評価を実施後、5年以上連続して補助金の交付を受けている事業 ・事業計画の大幅な変更や、事業の継続に対する疑念等が生じたことを確認した場合 ・評価法第7条第2項第2号に該当する場合</p>	<p>事業に関する事後評価を年度末までに実施（予算要求を伴う事業の評価については概算要求までに実施）</p>	<p>経済産業省において実施</p>	<p>費用便益分析とその他の指標による評価項目を総合的に評価</p>	<p>評価結果を基に、当該事業の補助金交付に関する対処方針を決定</p> <p>① 事業の継続 現計画による整備が適切であると認められる場合 ② 事業計画を見直し継続 事業実施計画、施設規模の見直しが必要と認められる場合 ③ 事業の休止 需要の発生の遅れ等の理由により、当分の間、施設整備を見合わせる必要があると認められる場合 ④ 事業の中止 需要が見込まれない等、事業の実施の必要性が失われていると認められる場合</p>

(注) 1 経済産業省の評価実施要領等を基に作成した。
 2 「区分」欄の（ ）内は、経済産業省の区分における呼称である。

【国土交通省】

区分	対象事業	実施時期	実施主体	評価手法	評価結果に基づく対応
<p>事前評価 (新規事業採択時評価)</p>	<p>維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての国土交通省所管公共事業</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費を予算化しようとする事業 ・準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業(※) <p>〕</p> <p>※ 高規格幹線道路に係る事業等における着工準備費又はダム事業における実施計画調査費を予算化しようとする事業で、事業採択前の準備・計画段階で着工時の個別事業箇所が明確なもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> (1)直轄事業 (2)独立行政法人等が行う事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。) (3)独立行政法人等が行う事業(独立行政法人が行う補助事業に限る。) (4)補助事業等 </div>	<p>【左記(1)及び(2)の事業】原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末日までを目途に実施</p> <p>【左記(3)及び(4)の事業】原則として当該予算に係る年度の前年度末までに実施</p>	<p>本省、外局又は国土交通省の設置する特別の機関 (一括配分に係る事業の場合) 地方支分部局等</p>	<p>費用対効果分析を行うとともに、事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況等も含め、総合的に評価を実施</p>	<p>評価結果に基づき、当該事業の予算化、補助金交付等に係る対応方針を決定</p>

区分	対象事業	実施時期	実施主体	評価手法	評価結果に基づく対応
再評価	<p>維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての国土交通省所管公共事業</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1)直轄事業 (2)独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業を除く。） (3)独立行政法人等施行事業（独立行政法人が行う補助事業に限る。） (4)補助事業等</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①事業採択後5年間に経過した時点で未着工の事業 ②事業採択後10年間（※）が経過した時点で継続中の事業 ③高規格幹線道路に係る事業等における着工準備費又はダム事業における実施計画調査費の予算化後5年間に経過した事業 ④事業採択後3年間に経過した時点で未着工又は事業採択後7年間（※）が経過した時点で継続中の官公庁施設の建設等の事業 ⑤事業採択後、河川整備計画の策定等が行われ、同計画に位置付けられることとなった事業</p> </div>	<p>【左記①の事業】 (左記(1)及び(2)の事業) 事業採択後5年目の年度の1月未までを目途に実施 (左記(3)及び(4)の事業) 事業採択後5年目の年度末までに実施</p> <p>【左記②の事業】 (左記(1)及び(2)の事業) 事業採択後10年目の年度の1月未までを目途に実施 (左記(3)及び(4)の事業) 事業採択後10年目の年度末までに実施</p> <p>【左記③の事業】 (左記(1)及び(2)の事業) 着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年目の年度の1月未までを目途に実施 (左記(3)及び(4)の事業) 着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年目の年度末までに実施</p> <p>【左記④の事業】 <3年未着工> (左記(1)及び(2)の事業) 事業採択後3年目の年度の1月未までを目途に実施 (左記(3)及び(4)の事業) 事業採択後3年目の年度末</p>	<p>【直轄事業】 (本省等が行う事業の場合) 本省、外局又は国土交通省の設置する特別の機関（地方支分部局等が行う事業の場合） 地方支分部局等 【独立行政法人等施行事業】 独立行政法人等 【補助事業等】 地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等</p>	<p>以下の視点により評価</p> <p>① 事業の必要性等 i) 事業をめぐる社会経済情勢等の変化 ii) 事業の投資効果（原則として費用対効果分析を実施） iii) 事業の進捗状況</p> <p>② 事業の進捗の見込み ③ コスト縮減や代替案立案等の可能性</p>	<p>評価結果に基づき、当該事業の継続又は中止に係る対応方針（※）、補助金交付等に係る対応方針を決定</p> <p>※ 事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）</p>

	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>⑥再評価実施後一定期間（3年、5年又は10年）が経過している事業</p> <p>⑦社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業</p> <p>※・事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業については、社会経済情勢等の動向、事業の進捗状況等を踏まえ、再評価を実施することが適当かどうかについて予備的な検討を行い、再評価の実施の必要性を判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、再評価を実施 </div>	<p>までに実施 < 7年継続 > (左記(1)及び(2)の事業) 事業採択後7年目の年度の1月末までを目途に実施 (左記(3)及び(4)の事業) 事業採択後7年目の年度末までに実施</p> <p>【左記⑥の事業】 (左記(1)及び(2)の事業) 再評価実施時から左記⑥の期間経過後の年度の1月末までを目途に実施 (左記(3)及び(4)の事業) 再評価実施時から左記⑥の期間経過後の年度末までに実施</p> <p>※左記の予備的な検討の結果再評価を実施することとなった事業及び事業採択時における予定事業実施期間が5年以上の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、左記(1)及び(2)の事業にあつては、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、左記(3)及び(4)の事業にあつては、事業採択後5年目の年度末までに再評価を実施</p>		
--	---	---	--	--

区分	対象事業	実施時期	実施主体	評価手法	評価結果に基づく対応
完了後の事後評価（完了後の事後評価）	<p>事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業及び改めて完了後の事後評価を行う必要がある事業（※）</p> <p>※ 事業評価監視委員会の審議結果を踏まえ、事後評価の実施主体の長が改めて事後評価を行う必要があると判断した事業</p> <p>・審議結果を踏まえ、効果の発現が十分ではないが、今後時間の経過により効果の発現が期待できると事後評価の実施主体の長が判断した事業</p> <p>・審議結果を踏まえ、改善措置が必要であると事後評価の実施主体の長が判断し、その措置が講じられた事業</p> <p>・その他、事後評価の実施主体の長が必要と判断したものである</p>	<p>○事業完了後一定期間が経過した事業 → 事後評価の対象となる年の年度末までに実施</p> <p>○審議結果を踏まえ、事後評価の実施主体の長が改めて事後評価を行う必要があると判断した事業 → 審議結果を踏まえ、事後評価の実施主体の長が実施時期を決定</p>	<p>【直轄事業】 （本省等が行う事業の場合） 本省、外局又は国土交通省の設置する特別の機関（地方支分部局等が行う事業の場合） 地方支分部局等</p> <p>【独立行政法人等施行事業】 独立行政法人等</p> <p>【補助事業等】 地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等</p>	<p>以下の視点により評価</p> <p>① 費用対効果分析の算定基礎となった要因（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化</p> <p>② 事業の効果の発現状況</p> <p>③ 事業実施による環境の変化</p> <p>④ 社会経済情勢の変化</p> <p>⑤ 今後の事後評価の必要性</p> <p>⑥ 改善措置の必要性</p> <p>⑦ 同種事業の計画・調査の在り方や事業評価手法の見直しの必要性</p>	<p>○ 評価結果に基づき、完了後の事後評価を今後実施するかどうか、改善措置を実施するかどうか等の対応方針を決定</p> <p>○ 事後評価の結果を同種事業の計画・調査の在り方や事業評価手法の見直し等に反映</p>

(注) 1 国土交通省の基本計画、評価実施要領等を基に作成した。
2 「区分」欄の（ ）内は、国土交通省の区分における呼称である。

【環境省】

区分	対象事業	実施時期	実施主体	評価手法	評価結果に基づく対応
事前評価	<p>評価法施行令第3条に規定する個々の公共的な建設の事業の実施又は補助を目的とする政策</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>廃棄物処理施設整備事業 市町村等が補助金の交付を受けて行う廃棄物処理施設の整備事業であって、国庫補助対象事業費が10億円以上を要することが見込まれる個々の事業（災害等による施設の復旧事業を除く。）</p> <p>自然公園等事業 直轄事業及び自然環境整備交付金事業のうち以下の事業を除くすべての事業</p> <p>①維持、管理に係る事業 ②災害復旧に係る事業 ③ごく少額の事業（2,000万円以下の事業） ④調査に係る事業</p> </div>	<p>【廃棄物処理施設整備事業】 評価対象補助事業の国庫補助の採択の決定に併せて、当該評価対象補助事業の評価を実施</p> <p>【自然公園等事業】 原則として当該予算に係る年度の前年度末までに実施（補正予算等により年度途中に評価対象事業を実施する場合は、当該年度に評価を実施）</p>	<p>【廃棄物処理施設整備事業】 環境省（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）</p> <p>【自然公園等事業】 ○直轄事業 ○国立公園整備事業（地方環境事務所（国民公園等整備事業） 国民公園等管理事務所 ○自然環境整備交付金事業 自然環境整備交付金の交付を受ける都道府県</p>	<p>【廃棄物処理施設整備事業】 市町村、都道府県及び民間事業者等が、補助金の申請に当たり提出する事業計画書において当該評価対象補助事業に関して自ら実施する費用対効果分析の結果を踏まえ、評価対象補助事業の必要性、効率性及び有効性の観点等から費用対効果分析を実施すること等により、当該評価対象補助事業の評価を実施</p> <p>【自然公園等事業】 費用便益分析及びその他の手法により、総合的かつ客観的に事業を評価</p>	<p>【廃棄物処理施設整備事業】 評価結果は、国庫補助対象事業としての採否の決定に活用するほか、廃棄物処理施設の整備方策等の検討に活用</p> <p>【自然公園等事業】 評価結果に基づき、当該事業の予算化に係る対応方針を決定</p>

(注) 環境省の基本計画、評価実施要領等を基に作成した。

資料 I - 2 - 2 - ④ 公共事業に関する評価実施要領・費用対効果分析マニュアル等の策定状況

【総務省】

要 領 等 名	策定・改訂 時 期	インターネットアドレス
平成21年度総務省事前評価実施要領	平成21年 7 月 10 日	
費用便益分析マニュアル	平成14年 5 月 9 日	

【厚生労働省】

要 領 等 名	策定・改訂 時 期	インターネットアドレス
水道施設整備事業の評価実施要領	平成21年 4 月 21 日	http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/o7shikou04.html
水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目	平成21年 4 月 21 日	http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/o7shikou05.html
独立行政法人水資源機構事業評価実施細目	平成21年 4 月 21 日	http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/o7shikou06.html
水道事業の費用対効果分析マニュアル	平成 19 年 7 月	http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/dl/070730-4.pdf

【農林水産省】

要 領 等 名	策定・改訂 時 期	インターネットアドレス	
農業農村整備事業等	農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について	平成21年 8 月 7 日	http://www.maff.go.jp/nouson/hyokuva/seido/pdf/090807.pdf
	農業農村整備（畜産公共）事業における新規地区採択時の評価手法の明確化について	平成20年 2 月 1 日	http://www.maff.go.jp/nouson/hyokuva/seido/pdf/checklist_h2002.pdf
	農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領	平成18年 8 月 29 日	http://www.maff.go.jp/nouson/hyokuva/seido/pdf/mr_hojoyo.pdf
	土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針の制定について	平成20年 3 月 31 日	書籍出版
	土地改良事業の費用対効果分析マニュアルの制定について	平成21年 3 月 31 日	書籍出版
	農業集落排水事業費用対効果分析マニュアル	平成 20 年 3 月	
	農村生活環境整備費用対効果分析マニュアル	平成 20 年 3 月	
	水環境整備の効果算定マニュアル（案）	平成 13 年 4 月	
	草地開発整備事業計画設計基準	平成 22 年 1 月	
	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	平成 16 年 6 月	http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyokougoyozo/pdf/sub53c.pdf
国営土地改良事業等	国営土地改良事業等再評価実施要領	平成18年 3 月 31 日	http://www.maff.go.jp/nouson/hyokuva/seido/pdf/m_kouei.pdf
	国営土地改良事業等事後評価実施要領	平成18年 8 月 29 日	http://www.maff.go.jp/nouson/hyokuva/seido/pdf/r_kouei.pdf
直轄海岸保全事業	直轄海岸保全施設整備事業再評価実施要領	平成18年 3 月 31 日	http://www.maff.go.jp/nouson/hyokuva/seido/pdf/m_kaigan.pdf
	機構営事業	機構営事業等再評価実施要領	平成20年 4 月 1 日
機構営事業等事後評価実施要領		平成20年 4 月 1 日	http://www.maff.go.jp/nouson/hyokuva/seido/pdf/r_kikou.pdf
林野公共事業	林野公共事業の事業評価実施要領	平成18年 5 月 10 日	http://www.rinya.maff.go.jp/seisaku/hyokuva/hyokayouryou.pdf
	林野公共事業における費用対効果分析について（概要）	平成21年 8 月 31 日	http://www.rinya.maff.go.jp/j/seisaku/hyokuva/pdf/6sannkou.pdf
水産関係公共事業	水産関係公共事業の事業評価実施要領	平成18年 5 月 1 日	http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyossei/assess/hyokuva/pdf/hyokagaiyou.pdf
	水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン	平成 21 年 4 月	http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyokougoyozo/pdf/sub7921.pdf
	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	平成 16 年 6 月	http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyokougoyozo/pdf/sub53c.pdf

【経済産業省】

要 領 等 名		策 定・改 訂 時 期	インターネットアドレス
工業用水道事業	工業用水道事業に係る政策評価実施要領	平成14年 4 月 1 日	http://www.meti.go.jp/topic/downloadfiles/e20401bj.pdf 書籍出版
	費用対効果分析実施細目	平成14年 4 月 1 日	http://www.meti.go.jp/topic/downloadfiles/e20401bj.pdf

【国土交通省】

要 領 等 名		策 定・改 訂 時 期	インターネットアドレス
国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領		平成21年12月24日	http://www.mlit.go.jp/common/000055658.pdf
国土交通省所管公共事業の再評価実施要領		平成21年12月24日	http://www.mlit.go.jp/common/000055660.pdf
国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領		平成20年 7 月 1 日	http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/090601/youryou/jigo080701.pdf
国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領		平成21年12月24日	http://www.mlit.go.jp/common/000055659.pdf
国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領		平成21年12月24日	http://www.mlit.go.jp/common/000055662.pdf
国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領		平成20年 7 月 1 日	http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/090601/youryou/jigo_sonota080701.pdf
公共事業評価の基本的考え方		平成14年 8 月 30 日	http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha02/13/130830/130830_1.pdf
公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（共通編）		平成21年 6 月 1 日	http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/090601/shishin/shishin090601.pdf
仮想的市場評価法（CVM）適用の指針		平成21年 7 月 13 日	http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/090713/cvmshishin/cvmshishin090713.pdf
完了後の事後評価の解説		平成21年 7 月 13 日	http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/090713/jigohyouka/jigohyouka090713.pdf
土地区画整理事業	土地区画整理事業に係る新規事業採択時評価実施要領細目	平成14年 9 月 20 日	http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/materials/images/lr_shin_saimoku.pdf
	土地区画整理事業に係る再評価実施要領細目	平成14年 9 月 20 日	http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/materials/images/lr_sai_saimoku.pdf
	土地区画整理事業における費用便益分析マニュアル（案）	平成 21 年 7 月	http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/materials/images/lrcbanalysis.pdf
市街地再開発事業等	市街地再開発事業等に係る新規事業採択時評価実施要領細目	平成21年 8 月 20 日	http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/materials/images/ur_shin_saimoku.pdf
	市街地再開発事業等に係る再評価実施要領細目	平成21年 8 月 20 日	http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/materials/images/ur_sai_saimoku.pdf
	市街地再開発事業等に係る事後評価実施要領細目	平成21年 8 月 20 日	http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/materials/images/ur_jigo_saimoku.pdf
	市街地再開発事業の費用対効果分析マニュアル案	平成19年12月13日	http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/materials/images/urcbananalysis.pdf
	市街地再開発事業における事後評価手法マニュアル（案）	平成15年12月25日	
	都市防災推進事業 事業評価マニュアル	平成 13 年 1 月	
都市再開発関連公共施設整備促進事業	都市再開発関連公共施設整備促進事業に係る新規採択時評価実施要領細目	平成10年 7 月 7 日	
	都市再開発関連公共施設整備促進事業に係る再評価実施要領細目	平成10年 7 月 7 日	
都市再生総合整備事業等	都市再生総合整備事業等に係る新規採択時評価実施要領細目	平成14年 8 月 19 日	http://www.mlit.go.jp/common/000028824.pdf
	都市再生総合整備事業等に係る再評価実施要領細目	平成14年 8 月 19 日	http://www.mlit.go.jp/common/000028825.pdf
	都市再生総合整備事業等に係る事後評価実施要領細目	平成16年 3 月 16 日	http://www.mlit.go.jp/common/000028826.pdf
	都市再生総合整備事業及び市街地環境整備事業の新規採択時評価マニュアル案	平成 14 年 2 月	http://www.mlit.go.jp/common/000028827.pdf
都市再生交通拠点整備事業	都市再生交通拠点整備事業新規事業採択時評価実施要領細目	平成14年 4 月 1 日	
	都市再生交通拠点整備事業に関する費用便益分析マニュアル（案）	平成 13 年 4 月	

都市公園等事業	都市公園等事業の新規事業採択時評価実施要領細目	平成14年4月1日	
	都市公園等事業の再評価実施要領細目	平成14年4月1日	
	改定第2版 大規模公園費用対効果分析手法マニュアル	平成19年6月	http://www.mlit.go.jp/crd/park/s_hisaku/p_toshi/hyouka/pdf/hyouka_daikibo.pdf
	改定第1版 小規模公園費用対効果分析手法マニュアル	平成19年6月	http://www.mlit.go.jp/crd/park/s_hisaku/p_toshi/hyouka/pdf/hyouka_shoukibo.pdf
下水道事業	下水道事業の新規事業採択時評価実施要領細目	平成16年2月23日	
	下水道事業の再評価実施要領細目	平成19年11月22日	
	下水道事業の事後評価実施要領細目	平成16年2月23日	
	下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)	平成18年11月	
	下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)(追補版)	平成20年4月	
道路事業・街路事業	道路事業・街路事業に係る新規事業採択時評価実施要領細目	平成21年12月24日	http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-hyouka/sin_saimoku.pdf
	道路事業・街路事業に係る再評価実施要領細目	平成21年12月24日	http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-hyouka/sai_saimoku.pdf
	道路事業・街路事業に係る事後評価実施要領細目	平成21年12月24日	http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-hyouka/jigo_saimoku.pdf
	費用便益分析マニュアル	平成20年11月	http://www.mlit.go.jp/road/ir/hyouka/plcy/kijun/bin-ekiH20_11.pdf
	費用便益分析マニュアル<連続立体交差事業編>	平成20年11月	http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-hyouka/manual_2.pdf
河川及びダム事業	河川及びダム事業の新規事業採択時評価実施要領細目	平成21年12月24日	http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/seisaku_hyouka/gaiyou/hyouka/pdf/kasen_01.pdf
	河川及びダム事業の再評価実施要領細目	平成21年12月24日	http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/seisaku_hyouka/gaiyou/hyouka/pdf/kasen_02.pdf
	河川及びダム事業の完了後の事後評価実施要領細目	平成21年4月1日	http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/seisaku_hyouka/gaiyou/hyouka/pdf/kasen_03.pdf
	治水経済調査マニュアル(案)	平成17年4月	http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/seisaku_hyouka/gaiyou/hyouka/h1704/chisui.pdf
	河川に係る環境整備の経済評価の手引き(試案)	平成12年6月	http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/seisaku_hyouka/gaiyou/hyouka/h1206/tebiki.pdf
	河川に係る環境整備の経済評価の手引き(試案)[別冊]	平成12年6月	http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/seisaku_hyouka/gaiyou/hyouka/h1206/tebiki-b.pdf
	CVMを適用した河川環境整備事業の経済評価の指針(案)	平成20年5月	http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/seisaku_hyouka/gaiyou/hyouka/h2005/cvm.pdf
海岸事業	海岸事業の新規事業採択時評価実施要領細目	平成21年12月24日	http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/seisaku_hyouka/gaiyou/hyouka/pdf/kaigan_01.pdf
	海岸事業の再評価実施要領細目	平成21年12月24日	http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/seisaku_hyouka/gaiyou/hyouka/pdf/kaigan_02.pdf
	海岸事業の事後評価実施要領細目	平成16年1月9日	http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/seisaku_hyouka/gaiyou/hyouka/pdf/kaigan_03.pdf
	海岸事業の費用便益分析指針(改訂版)	平成16年6月	http://www.mlit.go.jp/kowan/bene/ki/index.html
砂防事業等	砂防事業等の新規事業採択時評価実施要領細目	平成21年12月24日	http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/seisaku_hyouka/gaiyou/hyouka/pdf/sabo_01.pdf
	砂防事業等の再評価実施要領細目	平成21年12月24日	http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/seisaku_hyouka/gaiyou/hyouka/pdf/sabo_02.pdf
	砂防事業等の事後評価実施要領細目	平成16年1月9日	http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/seisaku_hyouka/gaiyou/hyouka/pdf/sabo_03.pdf
	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	平成12年2月	http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/seisaku_hyouka/gaiyou/hyouka/h1202/cost_debrisflow.pdf
	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	平成12年1月	http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/seisaku_hyouka/gaiyou/hyouka/h1201/cost_landslide.pdf
	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	平成11年8月	http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/seisaku_hyouka/gaiyou/hyouka/h1108/cost_steepslope.pdf
まちづくり総合支援事業	まちづくり総合支援事業に係る新規採択時評価実施要領細目	平成14年9月12日	
	まちづくり総合支援事業に係る再評価実施要領細目	平成14年9月12日	
	まちづくり総合支援事業の新規採択時評価マニュアル案	平成14年2月	

公営住宅整備事業	公営住宅整備事業等に係る再評価実施要領細目	平成14年4月1日	
	住宅地区改良事業等に係る新規採択時評価実施要領細目	平成10年7月1日	
	住宅地区改良事業等に係る再評価実施要領細目	平成10年7月1日	
	住宅地区改良事業等費用対効果分析マニュアル	平成11年1月	
住宅市街地整備総合支援事業	住宅市街地整備総合支援事業に係る新規採択時評価実施要領細目	平成14年4月1日	
	住宅市街地整備総合支援事業に係る再評価実施要領細目	平成14年4月1日	
	住宅市街地整備総合支援事業費用対効果分析マニュアル	平成11年1月	
密集住宅市街地整備促進事業	密集住宅市街地整備促進事業新規事業採択時評価実施要領細目	平成14年4月1日	
	密集住宅市街地整備促進事業再評価実施要領細目	平成14年4月1日	
	密集住宅市街地整備促進事業 評価マニュアル	平成11年1月	
住宅地関連公共施設等総合整備事業	住宅地関連公共施設等総合整備事業に係る新規事業採択時評価実施要領細目	平成14年4月1日	
	住宅地関連公共施設等総合整備事業に係る再評価実施要領細目	平成14年4月1日	
	住宅地関連公共施設等総合整備事業費用対効果分析マニュアル	平成14年4月	
公営住宅整備事業等	公営住宅整備事業等に係る新規事業採択時評価実施要領細目	平成14年4月1日	
	公営住宅整備事業の新規事業採択時評価手法の解説	平成11年4月	
鉄道関係公共事業	鉄道関係公共事業の新規事業採択時評価実施細目	平成21年7月23日	http://www.mlit.go.jp/common/00048988.pdf
	鉄道関係公共事業の再評価実施細目	平成21年7月23日	http://www.mlit.go.jp/common/00048989.pdf
	鉄道関係公共事業の完了後の事後評価実施細目	平成21年7月23日	http://www.mlit.go.jp/common/00048991.pdf
	鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル2005	平成17年6月	http://www.mlit.go.jp/tetudo/jigyohyoka/manual2005.html
港湾関係事業	港湾整備事業及び海岸事業の新規事業採択時評価実施要領細目	平成16年7月1日	http://www.mlit.go.jp/kowan/topics/seisakuhyouka/saimoku-shin.pdf
	港湾整備事業及び海岸事業の再評価実施要領細目	平成16年7月1日	http://www.mlit.go.jp/kowan/topics/seisakuhyouka/saimoku-sai.pdf
	港湾関係事業及び海岸事業の事後評価実施要領細目	平成16年3月1日	http://www.mlit.go.jp/kowan/topics/seisakuhyouka/saimoku-jigo.pdf
	港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル	平成16年6月	http://www.mlit.go.jp/kowan/topics/seisakuhyouka/manual/manual.pdf
航空関係公共事業	航空関係公共事業の新規事業採択時評価実施細目	平成21年12月24日	http://www.mlit.go.jp/common/00057925.pdf
	航空関係公共事業の再評価実施細目	平成21年12月24日	http://www.mlit.go.jp/common/00057926.pdf
	航空関係公共事業の事後評価実施細目	平成16年7月14日	http://www.mlit.go.jp/koku/04_outline/04_seisaku/04_kobetsu/hyouka_img/jigo_02.pdf
	空港整備事業の費用対効果分析マニュアルVer.4	平成18年3月	http://www.mlit.go.jp/koku/04_outline/04_seisaku/04_kobetsu/hyouka_img/cbrapt%20ver.4.pdf
	航空保安システムの費用対効果分析マニュアル2005 — 精密進入の高カテゴリー化・双方向化編 —	平成18年3月	http://www.mlit.go.jp/koku/04_outline/04_seisaku/04_kobetsu/hyouka_img/cbrils2005.pdf
	航空保安システムの費用対効果分析マニュアル — 航空路監視レーダー整備事業編 —	平成21年2月	http://www.mlit.go.jp/common/00032677.pdf
	航空衛星システム整備の再評価に係る資料及び対応方針(原案)	平成15年7月	http://www.mlit.go.jp/koku/04_outline/04_seisaku/04_kobetsu/hyouka_img/cbrmts.pdf
航路標識整備事業	航路標識整備事業の新規事業採択時評価実施細目	平成21年12月24日	http://www.kaiho.mlit.go.jp/seisakuhyouka/j-21saisaisoku-21h21.12.pdf
	航路標識整備事業の再評価実施細目	平成21年12月24日	http://www.kaiho.mlit.go.jp/seisakuhyouka/j-21saisaisoku-21h21.12.pdf
	航路標識整備事業の事後評価実施細目	平成16年1月23日	http://www.kaiho.mlit.go.jp/seisakuhyouka/j%20jigosaisoku%20h16.pdf
	航路標識整備事業の費用対効果分析マニュアル	平成21年7月30日	http://www.kaiho.mlit.go.jp/seisakuhyouka/j-21hiyou-manyual-21h21.pdf
小笠原諸島振興開発事業	小笠原諸島振興開発事業に係る新規事業採択時評価実施要領	平成14年3月22日	
	事業評価マニュアル	—	

海上保安庁所管事業	海上保安庁所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施細目	平成21年12月24日	http://www.kaiho.mlit.go.jp/seisakuhyoka/sonotasaisaisoku.h20.pdf
	海上保安庁所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施細目	平成21年12月24日	http://www.kaiho.mlit.go.jp/seisakuhyoka/sonotasaisaisoku.h20.pdf
気象庁所管事業	気象庁所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領細目	平成22年2月9日	http://www.jma.go.jp/jma/kishou/hyouka/keiri/saitakuji-hyouka.pdf
	気象庁所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領細目	平成22年2月9日	http://www.jma.go.jp/jma/kishou/hyouka/keiri/sai-hyouka.pdf
	気象庁所管のいわゆる「その他施設費」に係る事後評価実施要領細目	平成16年1月30日	http://www.jma.go.jp/jma/kishou/hyouka/keiri/jigo-hyouka.pdf
	気象庁所管のいわゆる「その他施設費」の事業評価マニュアル	平成16年1月30日	http://www.jma.go.jp/jma/kishou/hyouka/keiri/hyouka-manual.pdf
観光基盤施設整備事業	観光基盤施設整備事業の新規事業採択時評価実施細目	平成14年3月25日	
	観光基盤施設整備事業の再評価実施細目	平成14年3月25日	
	観光基盤施設整備事業の事後評価実施細目	平成16年3月11日	
	観光基盤施設整備事業における費用対効果分析マニュアル	平成12年2月	
	観光基盤施設整備事業の事後評価マニュアル	平成16年3月11日	
官庁営繕事業	官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価実施要領細目	平成16年4月1日	http://www.mlit.go.jp/gobuild/saku/valuation/pdf/sinnki_saimoku.pdf
	官庁営繕事業に係る再評価実施要領細目	平成16年4月1日	http://www.mlit.go.jp/gobuild/saku/valuation/pdf/sai_saimoku.pdf
	官庁営繕事業に係る事後評価実施要領細目	平成16年4月1日	http://www.mlit.go.jp/gobuild/saku/valuation/pdf/jigo_saimoku.pdf
	官庁営繕事業に係る新規採択時評価手法	平成20年3月31日	http://www.mlit.go.jp/gobuild/saku/valuation/pdf/sinnki_shuhou.pdf
	官庁営繕事業に係る再評価手法	平成20年3月31日	http://www.mlit.go.jp/gobuild/saku/valuation/pdf/sai_shuhou.pdf
	官庁営繕事業に係る事後評価手法	平成20年3月31日	http://www.mlit.go.jp/gobuild/saku/valuation/pdf/jigo_shuhou.pdf

【環境省】

	要 領 等 名	策定・改訂時	インターネットアドレス
廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業	廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する政策評価（事前評価）実施要領	平成14年10月3日	
	廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析について	平成12年3月	
	廃棄物処理施設整備事業の再評価の実施について	平成11年3月9日	
自然公園等事業	自然公園等事業の新規採択時評価実施要領	平成18年1月19日	
	自然公園等事業の再評価実施要領	平成20年2月8日	
	自然公園等事業の新規採択時評価実施要領細目	平成20年1月31日	
	自然公園等事業の再評価実施要領細目	平成20年2月8日	
	自然公園等事業の費用便益分析マニュアル	平成19年2月	
	自然公園等事業の再評価の手法について	平成20年2月8日	
	自然公園等事業の事後評価実施要領	平成20年2月22日	
	自然公園等事業の事後評価実施要領細目	平成20年2月22日	
	自然公園等事業の事後評価の手法について	平成20年2月22日	

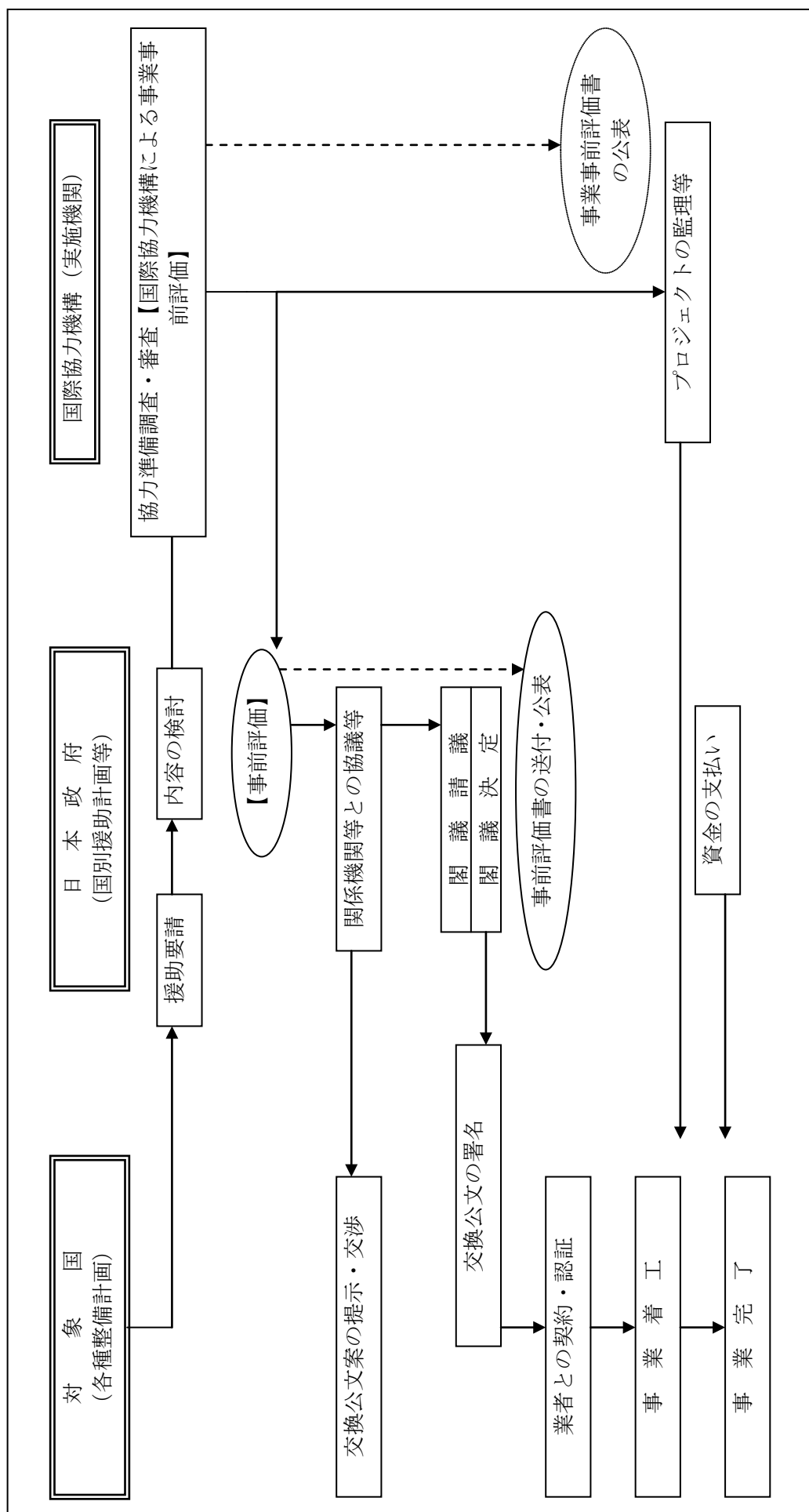
(注) 1 平成14年度以降に評価書が送付されてきた事業等に係る評価実施要領等について整理した。

2 「策定・改定時期」欄及び「インターネット掲載の有無」欄は、原則として平成22年3月31日現在の状況を記載した。

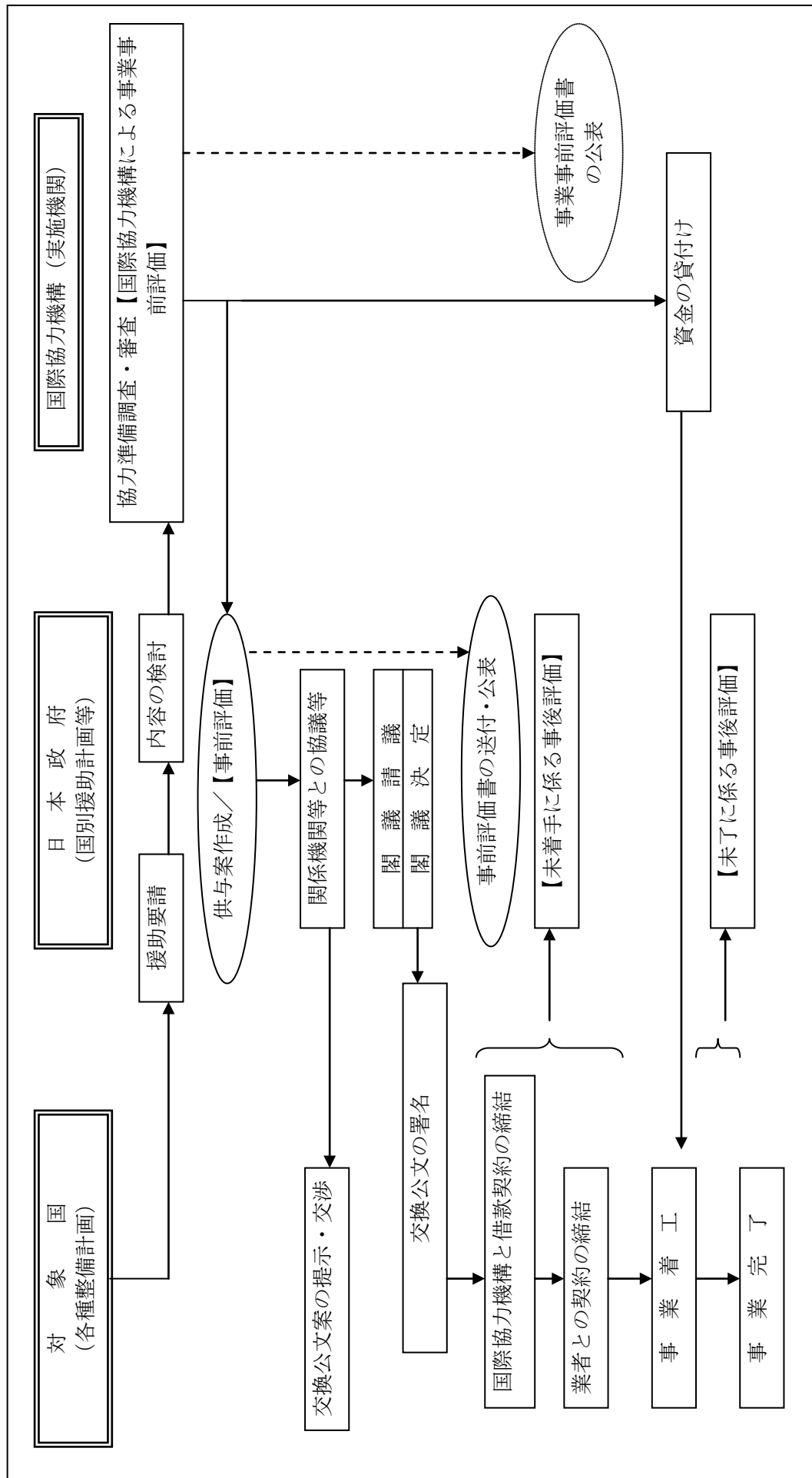
資料 I - 2 - 3 - ① 政府開発援助に係る評価等に関する主な経緯

- 1954年 ・ コロンボ・プランに加盟し、政府開発援助を開始
- 1975年 ・ 海外経済協力基金（現在の国際協力銀行）において事後評価活動を開始
- 1981年 ・ 外務省において事後評価を開始
- 1982年 ・ 国際協力事業団（現在の独立行政法人国際協力機構）において事後評価活動を開始
- 1989年 ・ 日本が世界最大の援助国（トップドナー）となる（1990年を除き2000年まで）。
- 1991年 ・ 経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）上級会合において「DAC評価原則」を採択
- 1992年 ・ 政府開発援助の基本理念である「政府開発援助大綱」を閣議決定（平成4年6月30日）
- 1998年 ・ 「ODAの透明性・効率性の向上について」（平成10年11月27日対外経済協力関係閣僚会議幹事会申し合わせ）
〈ODA事業の評価については、評価システムの充実に努め、可能な限り事後評価を実施し、その結果を公表するとともに、学識経験者、NGO等の第三者による評価の制度を充実する。事業の性格に応じた効果的な評価手法の開発・導入に努める等〉
- 1999年 ・ 「政府開発援助に関する中期政策」（平成11年8月10日閣議報告）
〈事業の性格に応じた効果的な評価手法を開発・導入し、評価システムの充実に努めること〉
- 2001年 ・ 国際協力事業団及び国際協力銀行において事前評価活動を開始
・ 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）が公布
- 2002年 ・ 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）が施行（4月1日）
・ 共同省令（平成14年総務省・外務省令第1号）により、個々の政府開発援助に係る事前評価について、評価法の適用を除外
- 2003年 ・ 共同省令（平成15年総務省・外務省令第2号）により、総務省・外務省令第1号を廃止（個々の政府開発援助について、評価法に基づく事前評価を実施）
・ 「政府開発援助大綱」を改定（15年8月29日閣議決定）
〈事前から中間、事後と一貫した評価及び政策、プログラム、プロジェクトを対象とした評価を実施する等〉
- 2005年 ・ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、無償資金協力等について、プロジェクトに要したコストを含む定量的な事後評価の実施を徹底するとされ、個々の無償資金協力について、事後評価が導入される。
- 2008年 ・ 国際協力銀行の海外経済協力業務を独立行政法人国際協力機構が承継し、

技術協力、有償資金協力、無償資金協力という3つの援助スキームの一体的運用が開始される。



(注) 財団法人国際協力推進協会等の資料を基に作成した。



(注) 財団法人国際協力推進協会等の資料を基に作成した。

資料 I - 2 - 3 - ④

外務省における事前評価の実施について 実施方針（抄）

15年4月
外務省調査計画課評価室

1. 事前評価の位置づけ

事前評価を政策決定プロセスの一環として位置づけることとする。具体的には、無償資金協力については、従来案件採択時に作成していた財務実行協議資料に実質的に代替するものとし、有償資金協力については、従来案件採択時に作成していた「供与方針」に実質的に代替するものとする。（なお、事前評価表フォーマットは、これらの資料を土台として、他省、他ドナーの例も参考とした評価手法研究を踏まえ、作成したものである。）

（参考）政策評価に関する基本方針：13年12月

政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討し、又は複数の政策代替案の中から適切な政策を選択する上で重要な情報を提供する見地から行うものとする。

2. 事前評価の対象

(1) 供与見込額が10億円以上の個別の無償資金協力プロジェクト及び150億円以上の個別の有償資金協力プロジェクト*。

(2) 平成15年4月1日以降に、閣議決定がなされるものを対象とする。

*政策評価法上は、事前評価の対象が「供与限度額が10億円以上のプロジェクト関連の個々の無償資金協力、及び供与限度額が150億円以上のプロジェクト関連の個々の有償資金協力の実施を目的とする政策」とされている。

3. (略)

4. 事前評価の項目（別添フォーマット参照）

評価対象案件、無償乃至有償資金協力の必要性（対象国の経済状況、開発ニーズ、わが国のODA基本政策との関係、二国間関係）、案件概要（目的、実施内容、無償乃至有償資金協力の成果の目標）、有識者等の意見等

5. 公表時期及び手段

E/N署名後、速やかにホームページに掲載できる状態にする。但し、初回に関しては、記事資料として公表。

(別添)

政策評価法に基づく事前評価書

1. 案件名

- 1-1 供与国名
- 1-2 案件名

2. 無償／有償資金協力の必要性

- 2-1 二国間関係
- 2-2 対象国の経済状況
(経済状況、なお、有償資金協力の場合は債務負担能力も含む)
- 2-3 対象国の開発ニーズ
- 2-4 我が国の基本政策との関係(国別援助計画等との関係。但し、必要に応じ、ODA大綱(基本原則)、ODA中期政策に言及)
- 2-5 無償／有償資金協力を実施する理由

3. 案件概要

- 3-1 目的(アウトプット)
- 3-2 実施内容
(無償資金協力の場合: 供与見込み額、供与機材等)
(有償資金協力の場合: 供与限度額、供与条件、支出期間等)
- 3-3 環境社会配慮、外部要因リスクなど留意すべき点
- 3-4 無償／有償資金協力の成果の目標(アウトカム)

4. 事前評価に用いた資料、有識者等の知見の活用

資料 I - 2 - 3 - ⑤

外務省：個々の政府開発援助の事後評価書（未着手・未了）様式

案件名【供与国名】

政策所管局課

評価年月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	
(2) 案件名	
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件 などを含む	(イ) 供与限度額： (ロ) 金利 (ハ) 償還（据置）期間： (ニ) 調達条件：
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	
(2) 今後の対応方針	
3. 政策評価を行う過程 において使用した資料等	

(注) 外務省から送付を受けた評価書を基に作成した。

